

## 第1回古平町議会定例会 第2号

平成25年3月7日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 議案第 7号 平成24年度古平町一般会計補正予算（第7号）
- 2 議案第 8号 平成24年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第 9号 平成24年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第11号 古平町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第12号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第13号 古平町新型インフルエンザ等対策本部条例案
- 8 議案第14号 古平町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第15号 古平町の道路の構造の技術的基準等を定める条例案
- 10 議案第16号 古平町の準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案
- 11 議案第17号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第18号 古平町都市公園条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第19号 古平町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第20号 古平町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例案
- 15 議案第21号 古平町多目的運動広場の設置及び管理運営に関する条例案
- 16 議案第22号 町道路線の変更について
- 17 意見案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書
- 18 陳情第 1号 憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書提出に関する陳情書
- 19 陳情第 2号 公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書に関する陳情書
- 20 陳情第 3号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める陳情書
- 21 陳情第 4号 「即時原発ゼロ」を求める陳情書
- 22 陳情第 5号 生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に意見書提出を求める陳情書

### ○追加議事日程

- 1 議案第23号 平成24年度古平町一般会計補正予算（第8号）

○出席議員（10名）

|    |     |     |    |    |     |    |
|----|-----|-----|----|----|-----|----|
| 議長 | 10番 | 逢見輝 | 続君 | 1番 | 鶴谷啓 | 一君 |
|    | 2番  | 岩間修 | 身君 | 3番 | 中村光 | 広君 |
|    | 4番  | 本間鉄 | 男君 | 5番 | 堀   | 清君 |
|    | 6番  | 高野俊 | 和君 | 7番 | 木村輔 | 宏君 |
|    | 8番  | 真貝政 | 昭君 | 9番 | 工藤澄 | 男君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 本 | 間 | 順 | 司 | 君 |
| 副 | 町 | 田 | 口 | 博 | 久 | 君 |
| 教 | 育 | 成 | 田 | 昭 | 彦 | 君 |
| 総 | 務 | 小 | 玉 | 正 | 司 | 君 |
| 会 | 計 | 白 | 岩 |   | 豊 | 君 |
| 財 | 政 | 三 | 浦 | 史 | 洋 | 君 |
| 民 | 生 | 佐 | 々 | 容 | 子 | 君 |
| 保 | 健 | 佐 | 藤 | 昌 | 紀 | 君 |
| 産 | 業 | 村 | 上 |   | 豊 | 君 |
| 建 | 設 | 本 | 間 | 好 | 晴 | 君 |
| 幼 | 児 | 宮 | 田 | 誠 | 市 | 君 |
| 教 | 育 | 山 | 本 | 耕 | 弘 | 君 |
| 総 | 務 | 五 | 十 | 満 | 美 | 君 |
| 財 | 政 | 高 | 野 | 龍 | 治 | 君 |

○出席事務局職員

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 藤 | 田 | 克 | 禎 | 君 |
| 議 | 事 | 係 | 長 | 和 | 泉 | 康 | 子 | 君 |
|   |   |   | 兼 |   |   |   |   |   |
|   |   |   | 務 |   |   |   |   |   |
|   |   |   | 係 |   |   |   |   |   |
|   |   |   | 長 |   |   |   |   |   |

開議 午前10時00分

○議会事務局長（藤田克禎君） 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま議員9名の出席でございます。

1番、鶴谷議員につきましては、所用により欠席の連絡が入っております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上でございます。

#### ◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） ただいま事務局長報告のとおり9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

#### ◎日程第1 議案第7号

○議長（逢見輝統君） 日程第1、議案第7号 平成24年度古平町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） それでは、ただいま上程されました議案第7号 平成24年度古平町一般会計補正予算（第7号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、既定の予算から歳入歳出それぞれ8,691万円を減額して、歳入歳出予算の総額を32億9,110万7,000円とするものでございます。

補正の部分の金額及び補正後の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正のほうで2ページから5ページまで記載してございます。

また、債務負担行為の追加ということで、第2表、債務負担行為補正により6ページに記載してございます。

地方債の変更につきましては、第3表、地方債補正、6ページのほうに記載してございます。

それでは、内容につきまして事項別明細の歳出のほうからご説明いたします。15ページ、16ページをお開きください。今回は、3月の補正ということで、整理補正という部分がかなりの部分を占めてございます。

1款議会費、1目議会費、既定の予算から114万7,000円を減額しまして、4,510万9,000円とするものでございます。1節旅費につきましては、決算を見込んでの減額で11万8,000円の減。公債費につきましても、決算を見込んで15万円減額すると。委託料につきましては、これも決算を見込んで32万8,000円を減額するものでございます。また、18節の備品購入費は12月の定例会で追加議決いただきました本会議場の音響機器の部分で執行が終わっておりますので、その部分での減額、55万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、2款総務費です。1項総務管理費、5目の財産管理費では、既定の予算に254万2,000円を追加しまして、2,966万6,000円とするものです。13節委託料です。町有建物の除排雪委託料の

部分で、ことしも大雪でございますので、ここで見ている元気プラザの部分、また集会場等の部分で増額するもので、合わせて254万2,000円を増額計上しております。

続いて、6目企画費につきましては、既定の予算から275万2,000円を減額しまして、6,594万9,000円とするものです。19節の負担金ということで、後志広域連合への負担金の部分で共通経費、滞納整理分、介護保険分でそれぞれ減額となっております。

続いて、4項選挙費、2目石狩後志海区漁業調整委員会委員選挙費、既定から37万8,000円を減額しまして、15万6,000円とするものです。昨年の選挙におきまして無投票でしたので、その部分での落とす部分が計上してございます。1節報酬では、全体で34万8,000円全て落とすということです。また、旅費につきましては、2,000円ほど使っておりますので、3,000円を減額するものです。ページめくっていただきまして、12節の郵便料につきましても2万7,000円の減額です。

続いて、6項監査委員費、1目監査委員費ですが、既定から14万7,000円を減額しまして、75万4,000円とするものです。9節旅費につきまして、決算を見込んでの減額で14万7,000円の減というものです。

それでは、3款民生費です。1項1目社会福祉総務費、既定の予算から1,000万円を減額しまして、6,720万8,000円とするものです。繰出金につきまして、国保会計の繰出金、財政支援の部分でございしますが、当初予算では5,000万円見たと。12月の定例会で4,000万円落として、残り1,000万円でございましたが、今回の医療給付費のダウンやそれに伴う広域負担金の減というものがございました。逆に国保税の部分では国保会計のほうでの説明あると思いますが、国保税の減額とはなっておりますが、財政支援の部分では今回は必要ないということでゼロとするものでございます。

続いて、2目地域福祉センター費、既定の予算に48万1,000円を追加しまして、1,211万4,000円とするものです。委託料ですが、社協さんへの委託料、3点ございます。光熱水費の増が9万円、また灯油単価アップで燃料費の増が27万2,000円、あと修繕料が不足していますので、11万9,000円ほど考えておりまして、48万1,000円増額させてもらうものです。

3目元気プラザ管理費、既定の予算に13万円を追加しまして、1,235万3,000円とするものです。需用費、修繕料につきまして、これは宿直室にエアコンを装備しております。冷房も暖房もできるのですが、これが故障しまして、部品交換に13万円余り必要となりましたので、今回計上させてもらっております。

8目介護保険費、既定の予算から73万6,000円を減額しまして、587万6,000円とするものです。賃金につきましては、介護認定調査員の賃金、1件4,000円でございますが、当初見込みで350件見込んでおりましたが、決算見込みで240件で済むということで、その部分を減額するものです。12節、介護認定主治医意見書の作成手数料ですが、こちらも当初見込み370件ということで予算計上しておりましたが、その見込みが落ちまして290件ほどということで、その部分減額してございます。

9目介護保険地域支援事業費、既定の予算から101万3,000円を減額しまして、685万4,000円とするものです。まず、賃金の部分で二次予防事業対象者把握事務員賃金の部分でございしますが、計上していた2万2,000円、係員のほうで対応したことにより全額落としております。専門職員の賃金につきましては、当初介護予防の口腔プログラムの利用者を考えておりましたが、その希望者がなか

ったので、全額落としております。8節の講師の謝礼金につきましては、予定していました謝礼の金額よりも少額で済んだなどによりまして9万9,000円を落としています。役務費につきましては、成年後見人の関係の申し立て手数料、当初予算では2件ということで見込んでおりましたが、1件、半分で済んだということで落としております。委託料につきましては、運動機能の向上業務委託料につきまして、当初見込み16名ということで、実績が11名ということで減額しております。生活機能評価業務委託料につきましても希望者が少なかったため、かなりの金額を落としております。ページめくっていただきまして、19ページ、20ページです。19節で家族介護慰労金、1件につき10万円ということで考えてございましたが、対象者がゼロということで全額落としています。成年後見制度の支援事業助成金も、先ほど言いましたように2名から1名ということで半分に減らしております。

12目障害福祉費につきましては、既定の予算に37万3,000円を追加しまして、3億6,609万円とするものです。委託料につきましては、移動支援事業の委託料。人数、当初見込みと同じでございましたが、若干20万円ほどふやすということです。障害者デイサービス事業委託料につきましては、身障の方1名分と考えておりましたが、2名になったということで増額しております。日中一時支援事業につきましては、身障の方など8名を考えてございましたが、結果5名ほどになるということでの減額でございます。扶助費、20節につきましては、身障者補装具扶助費、車椅子や補聴器などの実績を見込んでの増額、10万円の増でございます。自立支援医療費扶助費につきましては、生保対象者の医療費の減、透析者2名の死亡による減ということで127万円落とすものです。障害者介護給付費・訓練等給付費扶助費ということで、これにつきましては12月にも3,100万円ほど増額してございますが、伸びを見込んで最終的に357万円追加するものです。事業運営安定化事業の扶助費につきましては、一番下の、3行下でございます新体系のほうに移行するもので全額落としています。通所サービス利用促進等事業扶助費につきましては、本年度から補助の対象外となったため全額落としています。事務処理安定化支援事業につきましても、先ほど言いました新体系のほうに移行しますので、全額落とします。そして、新体系の定着支援事業扶助費ということで4万7,000円、新たに追加するものです。

13目福祉施設整備費につきましては、既定の予算から376万1,000円を減額しまして、1,533万9,000円とするものです。委託料につきましては、高齢者複合施設の実施設設計の委託料、終わってございます。入札減の部分で533万3,000円の減額。それとあと、耐震診断劣化度調査を新たに追加しまして、この項目から支出してございます。その部分で275万1,000円追加ということで、差し引き258万2,000円の減でございます。19節につきましては、同じ関連の施設で入札減によります整備でございます。

2項2目幼児センター費、既定の予算から332万7,000円を減額しまして、3,281万1,000円とするものです。賃金につきまして、臨時保育士の賃金、当初2名分見込んでおりましたが、1名ということで半分に落とすと。また、代替の保育士の賃金につきましては、当初半日勤務の3人分というのを見込みで半日勤務の2人分ということで3分の2の金額にするというものです。

4款衛生費です。1項1目保健衛生総務費ですが、既定の予算から669万円減額しまして、4,323

万2,000円とするものです。19節、北海道社会事業協会小樽病院の周産期医療の部分の負担金でございますが、前年と同額で15万円追加させていただくものです。その下、掖済会の古平診療所の運営補助金につきましては、690万5,000円減額するもので、これにつきましては当初見込んでおりましたCT管球の取りかえが見送りになりました。その部分の減。また、大腸スコープの購入につきましても見送られたということで減額するということです。残りの1つ、上部消化管のスコープにつきましては、病院のほうで国の補助金2分の1をいただいて、あと執行減ということで82万8,000円ほど減らしてございます。合計675万5,000円を減額するものです。28節、簡易水道事業会計への繰出金でございますが、起債の関係の交付税算入の部分で動きがございましたので、わずかですが、6万5,000円追加するものです。

2目保健事業費、既定の予算から100万5,000円を減額しまして、1,629万8,000円とするものです。13節、まず基本健康診査委託料につきまして24万3,000円の減と。主な理由が結果説明会の医師の派遣の費用について、国保のほうで見てございます。また、基本健診の受診者が減ということであわせた減額でございます。次に、妊婦の一般健康診査の委託料ですが、受診予定者数の減と、また回数減ということで58万8,000円落とすものです。21ページ、22ページです。19節、妊婦さんの通院支援助成金ですが、1回2,000円で当初252回を見込んでございました。決算見込みとしまして165回ほどで間に合うということで、17万4,000円を落とすものです。

6款農林水産業費、2項1目林業振興費ですが、既定の予算から10万5,000円を減額しまして、30万7,000円とするものです。16節の植樹祭の苗木代ですが、これはご承知のように東しゃこたん漁協の女性部のほうから500本寄贈がございましたので、全額落とすものです。

2目の林道管理費、既定の予算から39万7,000円を減額しまして、232万3,000円とするものです。工事請負費ですが、補助の予算のほうの関係から新地側の入り口部分ののり面の施工につきまして取りやめたということが1点と、あと入札による減でございまして、39万7,000円落とすものです。

3目森林総合整備事業費につきましては、既定の予算から148万1,000円を減額しまして、297万8,000円とするものです。委託料につきましては、これは町有林の下刈りの部分ですが、見積もり合わせによって執行減ということで28万7,000円の減額です。19節、未来につなぐ森づくり推進事業の補助金につきましても119万4,000円の減ということで、こちらは民有林のほうの下刈りですが、実施戸数が5戸で、面積10ヘクタール当初見込んでおりましたが、それが結果的に実施戸数が3戸、面積が3.54ヘクタールに下がったということでの減額です。

4項1目漁港管理費、既定の予算から653万1,000円を減額しまして、1,506万1,000円とするものです。委託料につきまして、ご存じのように契約、入札を終わってございます。落札率低くて、653万1,000円減額するものでございます。

8款土木費です。2項2目道路除雪費、既定の予算に1,700万円を追加しまして、7,259万8,000円とするものです。除排雪の委託料です。ご存じのように、昨年並みの降雪ということでの増額の補正です。昨年度23年度の委託料につきましては、6,742万円かかってございます。ほぼ同額のほうに増額補正するものです。

続いて、3目道路改良費、既定の予算から4,124万3,000円を減額しまして、1億2,005万7,000円

とするものです。工事請負費、小学校通線の工事請負、これにつきましては役場から小学校の坂までの歩道の造成部分を補助金、交付金の関係から翌年へ回してございます。その部分が減ると。また、あと入札終わっておりますので、入札の減ということで3,353万9,000円の減額です。清丘1号線につきましては、入札による減、あと記念碑移転435万7,000円が入ってございますが、合わせて770万4,000円減額するものです。

23ページ、24ページです。4項1目都市計画総務費、既定の予算から278万5,000円を減額し、252万1,000円とするものです。都市計画のマスタープランの策定でございますが、契約によりまして委託料が確定しましたので、落とすものです。

9款消防費、1項2目災害対策費ですが、既定の予算から423万5,000円を減額して1,359万4,000円とするものです。防災行政無線の同報系のほうの委託料につきまして入札減ということで、73万5,000円落とすと。ハザードマップの作成につきましては、翌年度に回してございますので、全額ここで落とさせていただくというものです。工事請負費につきましては、避難路さまざま整備してございます。そのうち港町で柏木さんの裏で計画しました部分、あそこのそばのもっと手前のほうです、治山事業でやった部分の作業路を活用するということにしましたので、その部分50万円減額するものです。

10款教育費、3項1目学校管理費ですが、既定の予算に56万5,000円を追加して1,406万7,000円とするものです。11節で燃料費につきまして、これにつきましては燃料費12月の補正でかなり各項目の燃料費上げてございますが、それでもちょっと足りないということで、今回31万3,000円追加させていただくものです。修繕料につきましては、中学校の職員室の暖房の電動バルブの制御、デジタル指示調節計の取りかえです。暖房関係の計装の関係で不都合が生じているので、その部分25万2,000円追加させていただくものです。

6項2目海洋センター費、既定の予算から114万7,000円減額しまして、3,332万8,000円とするものです。15節でプールの改修の請負につきまして、入札による減額114万7,000円です。

続いて、5目多目的運動広場費、既定の予算から3,401万3,000円を減額して、2億2,802万2,000円とするものです。こちらも工事請負費につきまして入札による減ということで、この中は運動広場とか校舎、屋体の解体の関係の経費ですが、合計で3,401万3,000円減額するものです。

25ページ、26ページです。7項1目文化会館管理費につきましては、既定の予算に20万3,000円を追加して、795万6,000円とするものです。11節で燃料費につきましては、12月の補正でもお願いしましたが、まだ足りないということで今回9万1,000円の増額をお願いするものです。修繕料につきましては、雪害、雪による害によりまして窓ガラスが2カ所割れた部分がございます。今回11万2,000円追加させていただくものです。これにつきましては、保険に入っておりますので、災害共済保険が全額来るものと見込んでございます。

13款諸支出金、1項1目基金費ですが、既定の予算に1,468万9,000円を追加しまして、2億3,991万円とするものです。積立金ですが、ほぼ利子の分が大体確定してきていますので、利子の部分プラス一般財源ということで10万円単位にする考えです。それがコミュニティ、あと役場庁舎の部分で、退職手当につきましては25年度、新年度に3年に1度の支払いがございまして、その部分で

1,300万円ほどちょっと多くさせて組んでいこうかなと思ってございます。ふるさと応援基金のほうにつきましても、2月の初めの段階で113万円ほど歳入になってございますので、それを勘案しましての増額です。

続きまして、14款の職員給与費につきましても、国道支出金なり、その他財源が動いてございますので、財源更正です。

歳出合計、既定の予算から8,691万円を減額して、32億9,110万7,000円とするものです。

それでは、歳入のほう、7ページ、8ページをお開きください。13款国庫支出金、1項1目民生費負担金ですが、既定の予算に106万8,000円を追加して、2億269万4,000円とするものです。3節の障害福祉費負担金につきましても、身障者補装具給付費負担金につきましてもは歳出の増が10万円でございますので、2分の1の金額5万円を計上します。自立支援医療給付費につきましてもは、歳出のほう減額になっております。127万円の減額ですので、その2分の1、63万5,000円の減額と。また、障害者の介護給付・訓練等の給付費につきましてもは、歳出の増が357万円ですので、その2分の1、178万5,000円ということです。5節の児童福祉費の負担金につきましてもは、保育所の運営負担金につきましてもは13万2,000円減額するものです。去年の6月定例、12月定例でこの部分、負担金増額の補正をお願いしてございましたが、この児童につきましてもは、まず私立の保育所に入所するということでの予算組みで歳入のほうも見てございましたが、結果的に公立の保育所のほうに入所になりましたので、国、道の負担金はありませんので、その部分はすっぱり落とすということです。残りの金額55万9,000円については、私立の保育所に入所している児童の部分でございます。

続いて、2項1目民生費補助金につきましてもは、既定の予算から225万3,000円を減額して、1,458万6,000円とするものです。1節障害福祉費補助金につきましてもは、地域生活支援事業の補助金、また地域活動支援センターの補助金につきましてもは、交付決定が1月の28日にございまして、それに基づいた整理の補正でございます。合わせまして10万3,000円の減額ということです。3節福祉施設整備費補助金につきましてもは、ここに社会資本整備（地域住宅関連）と載せてございますが、旧高校の部分です。その部分の実施設計の入札減と。また、補助率がちょっとアップしていますので、それを勘案しまして215万円減額するものです。

3目農林水産業費補助金、既定の予算から326万6,000円を減額して383万2,000円とするものです。ご存じのとおり、荷さばき施設の部分についての設計に対応しまして、歳出減653万1,000円の2分の1、326万6,000円です。

4目土木費補助金ですが、既定の予算から2,440万円減額して、1億5,334万4,000円とするものがございます。旧まちづくり交付金ということで、入札減によるものです。事業としては、小学校通線、清丘1号線、多目的運動広場、ハザードマップというものが入ってございます。その関係での減額です。

続いて、14款道支出金、1項1目民生費負担金につきましてもは、既定の予算に53万6,000円を追加して、1億2,719万4,000円とするものです。5節の障害福祉費負担金につきましてもは60万1,000円の増額ということで、国のほうにものせていますが、道の負担率につきましてもは4分の1ですので、それに見合った金額を増減しております。7節児童福祉費負担金につきましても、先ほど国でご説

明した部分の道の負担率は4分の1ですので、その部分の減額です。

9ページ、10ページです。2項2目民生費補助金につきましては、既定の予算から159万1,000円を減額して、1,553万2,000円とするものです。3節障害福祉費補助金159万1,000円の減というものでございます。

5目の農林水産業費補助金につきましては、既定の予算から112万9,000円減額して、358万8,000円とするものです。2節の林業費補助金、森林環境保全整備の補助金については、歳出減28万7,000円の補助率68%でございますので、19万5,000円減額と。未来につながるの部分につきましては、歳出減が119万4,000円ですので、この部分では道が持つ部分が16%、町が持つ部分が10%ということで、119万4,000円の26分の16の部分をもとにして、73万5,000円の減額です。小規模林道整備事業交付金につきましても、歳出減39万7,000円の50%、19万9,000円の減です。

3項1目総務費委託金につきましては、既定の予算から100万3,000円を減額しまして、1,148万3,000円とするものです。5節選挙費ですが、海区の子選挙の委託金、無投票でしたので、減額100万3,000円でございます。

15款財産収入、1項2目利子及び配当金ですが、既定の予算に14万9,000円を追加して、16万8,000円とするものです。各種基金の利子の部分見込みましたので、計上させてもらっております。

ページめくっていただきまして、11ページ、12ページです。16款寄附金、1項1目寄附金ですが、既定の予算に223万8,000円を追加して、224万円とするものです。一般寄附金につきましては、2月の上旬現在の金額で10件ございます。その部分に対応しまして110万9,000円を増額と。ふるさと応援寄附金につきましては7件ございますので、その部分の増額112万9,000円を増額するものです。

19款諸収入、4項2目雑入ですが、既定の予算に654万1,000円を追加して、4,625万9,000円とするものです。北後志消防の負担金の過年度分の精算が506万6,000円です。また、災害共済保険金、先ほど歳出の部分でもございましたが、その給付金が2件ありまして、49万7,000円加えると。海洋センターの工事の助成金につきましては、入札によって減額になる部分、逆に特Aの65%助成という部分も加わりまして、差し引き70万円増額させてもらっております。その他収入につきましては、財源調整でございます。

最後に20款町債、1項1目民生債ですが、既定の予算から350万円を減額して、1,790万円とするものです。高齢者複合施設の整備事業債、入札執行減によりますものです。

2目衛生債につきましては、既定の予算から240万円減額して、60万円とするものです。掖済会病院の部分の機器の購入の助成で、大腸スコープ購入が見送りになってございますので、その部分落ちております。

3目農林水産業債、既定の予算から320万円減額して、380万円とするものです。荷さばき施設の設計の入札減によるもので320万円の減額となっております。

ページめくって、13ページ、14ページです。土木債、既定の予算から2,840万円減額して、7,560万円とするものです。清丘1号線の起債につきましては、入札執行減ということで790万円の減額と。小学校通線の部分については、先ほど言ったような歩道造成を翌年度に回したと、また入札の減ということで2,050万円の減ということなんです。

6目の消防債につきましては、既定の予算から260万円減額しまして、790万円とするものです。防災行政無線の整備につきましては、入札執行による減額です。ハザードマップにつきましては、翌年度に回したことによる全額の落としです。

7目教育債につきましては、既定の予算から2,370万円減額しまして、1億4,600万円とするものです。多目的運動広場について、入札執行による減額でございます。

以上、歳入合計、歳出と同じ金額でございます。

6ページにお戻りください。上のほう、第2表で債務負担行為の補正でございますが、ここで新たに追加させていただくものが公用車の運行管理業務委託に関する債務負担行為を設定させていただきたいと思っております。支払いにつきましては、25年から27年までの3カ年間で、それぞれ283万8,000円を限度として考えてございます。24年度3月中に契約をしたいということで、4月1日から始まるということですので、今回このように債務負担行為の設定をさせていただきました。地方債については、割愛させていただきます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと思っております。

○議長（逢見輝統君） では、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 歳出のほうでお聞きします。

20ページの高齢者複合施設実施設計業務委託料というところで、マイナスになる部分とプラスになる部分ということで説明があったのですけれども、耐震診断がふえているということで説明があったのですけれども、この耐震診断についての状況について伺います。

次、その下になります。衛生費の掖済会に対する助成補助金ですけれども、見送りになった機器類、説明がありましたけれども、目的とすることが新年度において行われないことになるのか。そういうことで見送りになったのかということと、それから何か、例えば違うもので、例えば中古で手に入れているのだとか、そういうことで減額になったのかという内容について伺います。

それから、その下のほうです。妊婦一般健康診査委託料、それから次のページの通院の助成について説明がありましたけれども、平成24年度において妊婦さんの実数ですね、把握していると思うので、説明をお願いします。

それから、22ページ、下、土木費です。除排雪業務委託料が前年度並みに補正されるのですけれども、ことしの排雪は今まで2回行われていますけれども、前年の23年度の排雪の回数、何回行われていたか、説明をお願いします。

それから、24ページの都市計画費のマスタープラン策定業務委託料が予定よりも半分以下におさまっているのです。これが従来のこういう策定委託から見て予算をはじき出したと思うのですけれども、このような結果が出るというのは、競争が激しくなっているのでしょうか。それとも、過去には過剰な予算、それを見積もっていたのか。どういう実態になってきているのかということをお伺いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、1つ目の質問ですが、1つ目が入札減によるものと、プラスになっている部分として耐震診断、劣化度調査を急遽行っております。急遽行った理由なのですが、旧古平高校、平成12年度に耐震補強工事を行っております。震度に耐えられるものになってい

るのですが、その翌年に積雪荷重の基準が変わっているということが実施設計を進めている中でわかりました。それと、12年に耐震補強してから、もう既に10年以上たっていますので、コンクリート等の劣化の状況がわからないと。平成12年度当時、改修工事をした結果として耐震強度はあるという判断ですけれども、今現時点で果たしてそれが保たれているのかどうなのかというのがはっきりしないということで、最小限コンクリートのコア抜きをして劣化度調査を行って、その状況の判断を踏まえて再度耐震診断を行ってもらいました。その金額が275万1,000円になります。その入札減とこのプラス部分の差し引きで提案している金額になってございます。

それから、2つ目、掖済会古平診療所の機器整備の関係ですが、まずCT管球については、まだ何とか使用できるということで見送りしてございます。あと、大腸スコープについては、上部消化管と同じく国の補助金が該当になるということで、年度途中で国のほうに申請して事業内容を精査した結果、大腸スコープについては本院に専門医がいるので、古平診療所にかかっている患者さんがその検査をしなければならないといった場合には、本院で検査を行うことにしましょうということで、診療所には新たに整備しない方針で臨んでおります。それから、上部消化管のスコープについては、国2分の1で補助残の2分の1を町で負担する。当初は、町2分の1負担で考えていましたので、4分の1の分減ってございます。

それから、妊婦一般健診の状況ですが、見込みなのでございますけれども、実人数で25名の方、それで回数としては181回を最終的に見込んでおります。

それから、妊婦さんの通院支援の関係については、当初18名の方で14回の検査ですので、252回を予定していたのですが、実質的には14件の方。回数的に途中から入ってきた、転入された方とかか転出された方、あと年度途中で出産迎えた方とかさまざまありますので、単純な計算はできないのですけれども、今の年間予定回数としては165回を予定しております。

○建設水道課長（本間好晴君） まず、排雪の回数の減でございまして、昨年の冬につきましては、一斉排雪は2回を実施してございます。今年度につきましても、既に同様の回数を実施済みでございます。

それから、マスタープランの委託に関するご質問でございまして、町といたしましてはこのような類いの業務につきましては、それぞれの業務に当たる方の標準単価あるいは日数、それから印刷等の経費、そういったものを積算して予定価格等を決めてございます。結果としては、大きな印刷減ということで、我々指名の際に指名実績等あればということで、最近こういった都市計画関係も結構幅広く実績があるという業者もおりまして、そういったことからやはりノウハウもそれぞれ持ってきているということで、コスト的にも競争の原理が今相当働いてきているのかなというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 佐藤課長から説明があった20ページの実人数25名ということと、それから次のページの18名という数字なのでございますけれども、予定がですね。この食い違いはどういうふうに考えたらいいのでしょうか、説明をお願いします。

それと、その上の掖済会の大腸スコープの関係なのでございますけれども、掖済会のほうでそういう方針を立てたということなのでございますけれども、実際大腸カメラを使って検査を受ける町民のほうの立場か

らすれば、これは体力的にも結構こたえるものなのです。検査が終わった後も随分と体調不良等にかかわるので、できれば地元において、地元で検査ができるような仕掛けになれば、対象者としては随分助かると。仁木で何年か受けたことがあるのですけれども、そういう面でこたえたものから、できれば地元でやれるものであればこしたことはないというふうに考えるのですけれども、その点掖済会との関係で町はどのように持っていこうとしているのか伺いたいと。

それと、もう一つ、24ページの消防費の工事請負費、避難路整備工事請負費のところでは減額になった部分で、柏木さん宅裏の治山工事の部分を活用という説明があったと思うのですけれども、この理解がちょっとわからないものですから、もう少し詳しく説明をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、1点目の妊婦健診の回数と、それから通院助成の実人数についてお答えします。

申しわけございません。先ほどの私の回答、ちょっと表の見間違いをしておりました。今後の予定数の合計数が25回というのを見間違えてお話ししてしまいました。実人数としては、受診済みが14名の方、13名の方とかさまざまあるのですが、今後の予定数とあわせて実人数としては16、通院助成と同じ数になります。申しわけございません。

それと、2点目の掖済会古平診療所の大腸スコープの件ですが、今ある大腸スコープについては、壊れたわけではございません。壊れそう、もう使用年数、使用度合いから見て、いつ壊れてもおかしくないということで事業を計画しているもので、今現在壊れているわけではございません。使用できます。ただ、将来的には診療所でやらないで、本院でという方針でありますので、その点については今後とも掖済会のほうと話し合っていきたいと思っております。

○総務課長（小玉正司君） 港町の避難路の整備の件でございますけれども、当初予算では港町地区、細長い町内会です。そういうことで、距離的なことを考えまして、横川さんのところの階段、坂、それと幾井さんの裏、それと当初は柏木さんと岩崎倉治さんの間の沢、あそこに砂防ダムございます。それを利用しようかなと。そして、もう一つは、巖島神社と、そのように距離的なことを考えまして4カ所ほど考えてございました。それを地元の町内会長さん、さまざま相談、それから意見ございまして、町内会の地元の要望として岩崎倉治さん、柏木さんの間のあそこよりも、岩淵さんの裏、あの辺に2カ所治山事業の階段ございます。これを利用したらどうかと、そういうことで我々も現場見て、このほうがいいなと、そういうことで判断したものでございます。

○6番（高野俊和君） 今真貝議員が質問したこととほとんどダブるのですけれども、今の掖済会の診療所の機器なのですけれども、2年ほど前から球の修繕か何かで2,000万円の補助のほかにそれを要望されたと思うのですけれども、そのときに町長さんにお聞きしたときに、こちらのほうは毎年の2,000万円の補助のほかに話し合いをして、必要であればその補助をするという話し合いになっているということだったと思っておりますけれども、今回古くなってもまだ使えるという機器の部分が補助しなくてもいいということなのでしょうけれども、ということはことし、来年にまたその部分で補助を要望されると、こういうことはあるのだらうと思っておりますけれども、それはまたそのときの話し合いですか。また、それは古くなった時点で古平町がまた負担するものなのかということ。

それと、除排雪なのですけれども、ことしの5,559万8,000円はもう現時点で食い込んでいるのか

どうか。1,700万を補正するのですけれども、現時点で昨年の予算を食い込んでいるのか。もし食い込んでいるとしたら、どのぐらい食い込んでいるのか。この1,700万に残が出たら今年度もう一回排雪をするという、そういう可能性はあるのかどうか、その2点をお聞きしたいと思います。

○建設水道課長（本間好晴君） 今の除雪の経費の関係から先にお答えしたいと思います。この予算を組んだときはまだ1月末の実績が出たばかりで、2月、3月の部分がなかなか見込めないと、そういった状況でございました。1月末の実績ベースで申し上げますと、4,780万が実績でかかっていると。予算が5,000万ですので、ほぼ5,000万に近い1月末での実績であると。あと2月ですが、2月分の実績が2日前に我々の手元に来ました。その数字、まだ私把握してございませんので、既にもう超えているのか、6,700万を超えているのかどうかというのはちょっとお答えできませんが、6,700万に近い金額にはなっているのではないかなというふうには思います。ですから、今3月の……3月は排水等が詰まるとか、あるいは川の……既にもう丸山川は措置してございます。その他のところ見回り等をしながらやっていただくというような箇所がありますので、6,700万はちょっと足りなくなる可能性があるなというふうには思っております。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 掖済会古平診療所の機器整備の関係ですが、予算の都合上、平成24年度中の執行は見込めないということで一旦落とさせていただきまして、25年度予算のほうにも再度計上してございます。ただ、25年度予算に計上しているのはCT管球の部分だけで、大腸スコープについては真貝議員にお答えしたとおり、今のところ掖済会としてはやる見込みはないけれども、また今後の話し合いでやるということになれば、補正予算を組むなりなんなりということを考えていきたいと思っております。

○6番（高野俊和君） 掖済会のほうですけれども、管球、球ですか、それ3年ぐらい前から言われていたと思うのですけれども、その割にはずっと長もちしているというのは掖済会の見込み違いなのですか。それとも、偶然に長くもったということなのか、その辺ちょっとわからないのですけれども、わかりました。

それと、除雪のほうは、今課長の話ですとほとんどもう残がないどころか食い込んでいるということであれば、どちらにしても3月に排雪するという見通しはほとんどないということと考えていいのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 予算的にはやるお金はありませんので、もし何かかんかの事情でやらなければならないというようなことになれば、補正予算を組むなり、あるいは予備費等の活用というような方法もあろうかと思いますが、現時点では何とかやらないで、この冬を終わればなというふうには思っております。

○議長（逢見輝続君） ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（逢見輝続君） それでは、休憩前に引き続き質疑を続けます。

○5番(堀 清君) ページ数が16ページ、町有建物除排雪委託料なのですけれども、これはあくまでも補正ということで、基本の金額を使ってしまったので補正を組んでもらいたいということだと思いますけれども、今年度というか、去年の基本的な金額はどれくらい考えていましたか。

○総務課長(小玉正司君) 町有建物除排雪でございませけれども、去年は当初予算270万、これは役場とかB&Gだとか福祉センターの駐車場部分ですけれども、それが270万、そして補正予算組みまして320万昨年予算、そして執行額が301万と。去年は300万ほど使ってございます。そして、ことは215万8,000円、今補正お願いしまして、予算額が480万と。昨年よりも補正予算額としては180万ほど……160万ですか、その程度多くなります。といいますのも、去年は時間数でいえば396時間でした、最終的に。それが今年度24年度につきましては12月に雪が多かったと、それから1月も多かったと、そういうことで1月、2月で既に427時間、もうそういう時間要してございます。そういうような関係でお願いする補正額が膨らんだと、そういうことでございます。あと役場とかの集会所につきましては、30万、40万程度でございますので、大半が駐車場の除雪でございます。

○5番(堀 清君) きょうも小学校の雪庇の除雪だとかやっているのですけれども、そういうものも含めてクリアできるということなのか、それともまた足りなくなるということなのか。

○総務課長(小玉正司君) 今ご質問の小学校、教育関係につきましては教育予算で予算措置していると。そういうことで、今2月、3月、予算ではここでは160時間程度補正をお願いしてございませるので、その中でおさまるものと考えてございます。

○5番(堀 清君) 今先ほど総務課長のほうから建物の違うことを何かしゃべっていたのですけれども、やっぱり町有建物ということになると、公住だとか住宅関係もその中には入らないということなのか。ということは、基本的には町長は毎日通っている道路なのでしょうけれども、やっぱり空き家になっている公住の中の雪がすごくあれているのですけれども、そこら辺の要するに雪おろしだとかというのは考えていないのかな。

○建設水道課長(本間好晴君) 公営住宅の空き家等の除雪の対応でございませますが、その予算につきましては公営住宅の維持修繕のほうの予算で対応しております。空き家でも、本当は政策的に入れれないといった空き家、1棟も全部誰も入っていないと、そういったところについてはもう壊すということを前提しておりますので、壊れて隣とかに迷惑かかるのであれば別ですが、そういった支障のないところについては手をつけないと。ただ、隣が入っていて、一方が空き家と、そういったところについては隣に迷惑かかるということのないように、雪庇等が出てきたらまず取るとかということで、全部行き届いてはおりませませんが、隣のあるところについて、入居しているようなところについてはそれなりに予算使ってやっております。

○4番(本間鉄男君) まず、16ページの今の町有建物除排雪でお伺いしたいのですけれども、ことしの初めと今、清住のほうの町営住宅の空き家、除雪というか排雪していますけれども、この間先にやった業者と今回の業者が違っていますけれども、場所も違うのかなとは思っているのですけれども、それはどういうふうな入札の仕方でやってきたのか。ということは、最初にやった業者が屋根の雪だけを、全部でないけれども、ある程度落としてそのまんまと。今回は重機まで使って縁まで取ってやっているというようなことなので、これは入札するときにはどのような決まりでもってや

っているのか、その辺をまずお伺いしたいと、そのように思います。

それと次に、24ページにもありますし、元氣プラザのほうにもあると思うのですが、燃料費ということで増額していますけれども、それぞれの建物の入札というのがあると思うのです。それで、今回補正組んでいる部分だけでもよろしいですから、最初の入札結果の単価と、今回上げて補正を組んだときの単価、それぞれどのようになっているのか、その辺をお伺いしたいと、そのように思います。

それと、先ほどもほかの議員からありました24ページの避難道路のことで柏木の治山で行った場所を利用するからという話なのですけれども、ちょっとあそこ、本来山へ登っていくときに左側を通して、今ちょっとあるか知らないけれども、小さい社があって、そこを通りながら山のほうへ登って行って、昔畑を起こしていたというようなことがありますので、結局今のこの治山を利用することになると、その山の部分というのは、登っていく部分というのは恐らく治山工事で行っていないのかなと思うのですけれども、その辺はしっかり私確認していませんけれども、その辺はどのようになっておりますか。

以上。

○建設水道課長（本間好晴君） 公営住宅の除雪業者の決定方法どのようになっているのかということのご質問ですが、まず入札に付するような、そういった金額ではございません。委託業務につきましては50万以上が入札の基準になってございます。それ以下であれば随意契約ということで、そういう基準をもとに業者等を決定しております。公営住宅の屋根の雪おろし等をやっていただく業者といえば土木、建築等、修繕等も携わっていただいておりますので、そういったことを町内の業者に声をかけて、できるといった業者に最終的にお願いするというので、ここはどこの業者が専属と、そういった決め方はしておりません。そのやっていただく時期によって、雪庇だけでお願いするとか、あるいはこの場所についてはおろしっ放しでなくて、おろしたものを排雪していただくとか、そういったケース・バイ・ケースでお願いしているのが現状でございます。

○総務課長（小玉正司君） それでは、燃料の件でございませけれども、私のほうから答弁させていただきます。

各施設の燃料は、総務課で一括、年度当初単価入札してございます。あとは当初予算につきましては、灯油75円でまず予算を組みなさいと、そういうことの指示で予算組んでございます。そして、年度当初入札をします。そして、今回につきましては実勢価格、補正組んだときは中学校、文化会館、クリーンセンター、これにつきましては91円と、そういうことで積算し直して、足りない分を補正したと、そういうことでございます。

それと、もう一件、避難階段、避難路、この件でございませけれども、港町についてはご存じのとおり山が迫っていて、それぞれ治山工事やってございます。ただ、今回は避難路、ある程度距離的なものを考えながら、先ほど言いましたとおり4カ所ほど考えた。そういうことで、矢代さんの裏も治山工事やっていますけれども、あそこについては距離的にも横川さんの脇の階段、その辺を利用と。または、少し浜町側であれば幾井さんの裏と、そういうようなことで矢代さんの裏の治山工事、階段、その辺は考えてはございませませんでした。

○4番（本間鉄男君） 時期による町営住宅の排雪というのですか、屋根の雪おろしというのですか、それは時期によって多少違うというような話なのですか、最初にやったのが1月ですか、2月の初めですか、そのときは屋根そのものの大体上っ面何十センチか半分ぐらい、その程度しかおろさないような雪投げだったと思うのです。今回はかなりきれいにやって、だから逆に言うと縁が屋根につくということで、その周りも重機を入れて取っているというような状況なのですか、そうしますと随契であっても、ではどこまでやるということで金額が変わってくるのかなと思うのですが、では半分だけおろしていいよとか、例えば雪庇になった部分だけでいいですよというのか、それともその時期、時期によって基準を業者に言い渡して除排雪しているのか、その辺をもう少しはっきりわかるようにお伺いしたいと思います。

それと、先ほどの柏木さんのところなのですか、最初の説明の答弁であれば、あそこの治山のところを利用してという言い方したと思うのです。だから、あそこを、では利用するということはあの縁にずっと歩いて登っていけるというか、途中まででも。そういう場所、それとそれによって多少の人が、人数的に10人でも20人でもそういうスペースがあるのか。そういうことで、実際に現実として治山を利用すると。治山した柏木さんと岩崎さんの間の治山工事をやった後利用するという言い方したものですから、それであれば本当にそこができるのかなという思いがするので、そのまず2点をお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（本間好晴君） 我々、現場でやっていただくお宅の除雪の量、そういったものを指示して、逆に言えば設計書をきちっと組んでやるようなやり方は非効率ですので、どちらかというと実績払いに近いような、1日でできる仕事だというように思えば人夫さんの日数、単価と、それから機械等を使ったのであれば時間等で額をお支払いする、そういった実績払いに近いようなやり方でやっておりますので、そのときの指示の仕方、やっていただく量によってさまざまケースがあるということでご理解願いたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） 避難路の件でございますけれども、ちょっと治山という言葉がひとり歩きしているかなと思いますけれども、柏木さんと岩崎倉治さんの間にあるのは、小さなダムございますよね。それが治山ダムか砂防ダムかあれですけれども、あそこを距離的なことを考えて、当初役場で見に行きまして、あのダムのところに二、三十人集まれるくらいの平たんになっていますので、そこを利用しようかなと。そうすれば、治山ダムか砂防ダムかあれですけれども、そこまで行く間に若干の斜路、それから階段、それを整備しようと思っていたと。ところが、それについては地元町内会長から岩淵さんの裏に、それこそ治山工事ですね、そこに使っている工事用の道路があると。それから、それが相当上まで行っていると。そういうことで、そこを利用したほうがいいのではないかと、そういう意見ありまして、我々も見に行つてそういうことにしたと、そういうことでございます。

○4番（本間鉄男君） 町営建物の……町営住宅の除排雪ですね、これ、では実績払いのようなものだとということであれば、結局業者が、例えばこういう機械を使ってこうやりましたよというようなことでもって、ではやっていって請求をするというようなことなのかなと。だから、今回も例えば重機使って7件か8件ほど何かやっているようですが、そうすると実際に重機使って屋根

の雪をきれいにあれだけ落とすと、それをさらにダンプで運んでという、本当に50万やそこらの、例えば1軒7万とか8万、黙ってそのぐらひは最低かかってしまうのかなという様な思いもしますので、ちょっとその辺。ということは、1回目やった部分で、ちょっと町民が何なのという、周りの人方が本当におろしたのだからおろさないかわからないような、そういうようなことだという様な声がよく私のほうにも届きましたので、その辺やっぱり町である程度やった後に、どこまできれいにせいとかという様なことも余り細かく言うのもどうかと思いますけれども、その辺もやっぱり含めて考え、町でも考えていただきたいなど、そのように思います。

それと、先ほどから柏木さんの話出て、その後に岩淵さんの裏というか、あれ細野さんの裏にありますよね。あれは、亡くなった細野さんがあそこを治山やるときに要望してできたものなのです。初め、計画にはなかったものなのです。だけれども、今現在実際にあそこを登っていくときに現場、町でも確かめたと思うのですけれども、かなりやっぱり草が生えてというか、ドンゲだとかいろんなものが生えて、避難路として活用するのであれば、ある程度定期的に草刈りだとか、そういうものもやっぱり行っていくべきではないかなと思うのですけれども、その辺をお答え願いたいと思います。

○建設水道課長（本間好晴君） 今後の対応といたしまして、そういうようなことのないように注意しながら管理していきたいと思っております。

○総務課長（小玉正司君） 階段の草ですね、雑木も生えていますけれども、その辺につきましても振興局行ったりして、土現の管理、土現のほうでもある程度のこと、大きい木ですね、その辺のことをやってもらいたいと、まずその要望もしてございます。

あと、その要望ですけれども、なかなか時間かかります。その辺で振興局とも話し合いながら、町と振興局どちらになるかあれですけれども、大きな木については町でも一回やりたいなど。あと全てにわたって、あそこだけでなく、一時避難ですね、その辺につきましては各町内会と話し合いながら協働という立場でお互いにやっていきたいなど、そのように考えてございます。

○9番（工藤澄男君） まず、6ページの債務負担行為ということで、最後のほうで説明されました公用車の運行管理です。何か年間にしたら273万幾らですか。これは、年に何回ぐらい、恐らくその年によって回数は違うのでしょうか、大体年に何回ぐらいの回数を見込んでの計算なのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 債務負担の件でございますけれども、まず23年から委託始めました。そして、24年度で2回目と。そういうことで、大体制度的にも落ちついてきたと。役場の対応、それから受けるほうでもなれてきたと。それこそスムーズにいくということで、今後3年間債務負担行為でやりたいと。そういうことで、あと回数でございますけれども、町長といいますか、普通の乗用では110回程度、それとバスでは大体70回程度と。このようなことで、ほぼ町長の出張回数、それとバスですね、旅に出るバスもありますし、町内で幼児センターの子供たちがプールまで行くと。そんなようなことまで含めましても、当初予算、我々計画したとおりとほとんど同じでございました。そういうことで、110回、70回程度と、そういうことでご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） そうしますと、年で170回か180回ということなのですか、年間270

万円台で割りますと、何か非常に低い単価のような気がするのですが、実際に、例えば今運転手さんの単価、どの程度もらっているかわかりませんが、これだけの回数で270万程度だったらかなり安いものになるのかなと思っているのですが、どうでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） お互いの契約でございまして、安い高いというそういう判断よりも、私どもで予算の積算につきましては、道で出しています労務単価をもとにして計算してございまして。社会保険料も加味していると。そういうことで、適正に予算見積もりしていると、そのように我々理解してございまして。

○7番（木村輔宏君） 先ほど高野議員からちょっとお話出たと思うのですが、中央道路、この辺のところは一方通行みたくなくなってしまっている。先ほどから聞きますと、予算上にも排雪は無理だと。それもわかるのですが、これから雪が降ったらまたどうなるかわかりませんが、たまたま先月、2月に国道等を走っている歩道の排雪とか除雪というのですか、排雪になるのですが、あれを使いながら結構町内を歩いていたようなのですが、あれって使ってどのぐらいの金額かかるものなのか。1日かけたのか2日かけたのかわからないのですが、たまたま新地方面を見ると、結構角々がまだ残っている部分があって、もうちょっと緻密にやると、車を余り前に出さなくてもいいのかなということで、また坂道結構、坂が両方とも傾斜的になっていて、すれ違うのに危ないなという。排雪を無理してやることは予算上できないのであれば、あれをもう少しうまく利用すると、斜めになっているのをちょっと平らにできるのでないか。技術的に私わかりませんが、ということ、あれを使って、例えば1日10万、20万でやれるものであれば、もう少し角っこのところ、狭いところをちょっとあれでやってもらえれば助かると思うのですが、その見解をちょっとお願いします。

○建設水道課長（本間好晴君） 今木村議員おっしゃられましたとおり、歩道用のロータリー車を使って、ちょっと狭くなっている部分の道路確保ということでやりました。飛ばせるところは大きな効果があるのですが、先般、私年寄りなのだけども、前にそれを飛ばしていった。ちょっと苦情といいますか、そういった部分が数件、2件ほどありました。今一番大変な時期で、だんだん日を迫るごとにそういった心配も……困り事も少しずつ解消していくのだろうと。ただ、一番心配しているのは、川の部分と、それから一気に解けますと水たまりと、目皿がふさがっている状態であればそこが冠水状態になると。そういったことがないように、日常の点検の中で見て回ってやっていただくというふうにはお願いはしております。それで、ちょっとそれも困ると、何とかしてほしいという状況になれば、考えなければならぬのかなというふうには思っておりますが、私の今の判断でやらないとかやるとかということはちょっとできないことをご承知願いたいと思いません。

○7番（木村輔宏君） 多分予算がないからということになるのでしょうか、ただやっぱりちょっと心配なのは、角っこで結構高くなっていて、相当前に出ないと危ないというのと、中央道路とかあいう坂道が結構、それがちょっと、何か簡単にもし取れるものというか、ちょっと予算をかけてもらえれば、排雪までは無理としても、ちょっとそういうところも見たいかなという気がするのですが、その辺で。

○3番（中村光広君） 同じような質問なのですが、22ページの除排雪の関係でちょっとお聞きしたいと思うのですが、ことしの1月初めから二、三週間にわたって毎日のように大雪になったわけですが、各歩道、車道、かなり雪で毎日のように狭くなりました。近所の方あるいは除排雪を毎日やっている方たちの苦情というのもその時期にいろいろと上がってくるわけですが、道路幅、かなり狭くなりまして、車1台しか通れないという状況の日が何日もありました。緊急車両等、消防車、救急車通るにも交差できない道路というのをかなりあちこち町内の中でも見受けられたところがございます。私は、除排雪、そういった危険を伴うところについては、予算とかの金額の問題ではないと思うのです。一定の道路幅が何メートルよりも狭まったら排雪が入るだとか、あるいは歩道に何センチ積もったならば除雪入るとか、そういった規定があったかなと思いますが、どういう状況になったら除雪、排雪入るのか、その規定みたいものがありましたらお知らせください。

○建設水道課長（本間好晴君） まず、降雪のたびの除雪の出動基準につきましては、20センチを目安としております。それから、排雪の実施めどにつきましては、数値的なものは定めておりますが、今中村議員おっしゃいましたとおり、両脇に堆積がされて見通しが悪いとか、それから譲り合っても交差するのは大変だと、そういった状況になった際に判断して挨拶をします。そういった考えでやっております。

○3番（中村光広君） どうでしょうか。町民の方々もそういったこと、何センチ以上積もれば除雪入るだとか、道幅がどのぐらいになったら排雪入るとか、そういったことをわからないので、僕たちも説明するのに困ったりするのです。だから、その規定というか、予算がこれしかないからここまで打ちどめですよとか、予算があるから入りますよとか、そういったことではなくて、雪の積もった量あるいは道幅が何メートルになったら入るとか、そういった規定というものを設けて広報なりなんなりで知らせるとか、そういったことというのは考えていられるでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） そういった明確な基準を定められれば一番町民としても我々としても行動しやすいと思うのですが、なかなか道路1本1本状況が違いますし、またきちっとルールを守って雪を出さないで対応してくれる方もおりますし、自分勝手に道路に出して狭くなったということで、ではそこをやめてとなると大変難しい事情もございます。そういったことから、なかなか決められないというのが現状でございます。ただ、予算がないからやらないということでは決して考えてございませんので、過去の実績、やり方等を見ながら、考えながら、あるいはその年の雪の降り方と状況を見ながら対応しているというのが現状でございます。

○2番（岩間修身君） 20ページの7節の賃金についてちょっとお伺いいたします。臨時保育士の賃金なのですが、これ1人削減、それから代替も削減と。これは、幼児が少なくなったから臨時保育士が要らなかったのか、それともまた募集しても来なかったのか。その辺、ちょっとお聞かせください。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 結論的には、臨時保育士については応募しました。結果的に1人いませんでした。それから、代替保育士については、応募という形ではなくて、センターのほうでもって町内にいる保育士の免許を持った人を探して歩きました。そこについても、結果的

に半日勤務の1人分が見つかりませんでした。予算上、一定程度の人数を見込んで、それで施設の面積に合った保育士の人数、それから入所決定した後の園児の数に応じての保育士の数が法的に決められています。その法的内容の中でもって、とりあえずクリアできるということでもって、結果的にはいなかったのですが、そのいない中での現状の保育士の中でもって24年度終わろうとしております。

○2番（岩間修身君） いつも小さい子供たちが散歩していると。我々のうちの前も通るのですが、でも、すごくいいことだなと。そんな観点から、例えばぎりぎりやって、災害時に大変でないかなと。そういうようなことも考えましたので、センター費の10%ぐらい削減してあるものですが、この辺幼児が安全で安心して、そして通園できるような、予算削らなくてもいいから募集して、そしてそういうような環境でやってもらいたいと思います。

終わります。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） おっしゃるとおりです。今回削った分につきましても、改めて24年度の予算にはこの分も含めて予算要求していますので、よろしくをお願いします。

○議長（逢見輝統君） それでは、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第7号 平成24年度古平町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時55分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## ◎日程第2 議案第8号

○議長（逢見輝統君） 日程第2、議案第8号 平成24年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（佐々木容子君） ただいま上程されました議案第8号 平成24年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案と、それから説明資料をご用意ください。議案のほうは30ページ、それから資料のほうは1

ページをお開きください。本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,512万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,485万1,000円とするものでございます。

歳出のほうからご説明いたしますので、39ページ、40ページをお開きください。39ページ、歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、2目広域連合負担金でございます。既定の予算から2,851万9,000円を減額いたしまして、1億8,394万3,000円とするものでございます。これは、去る2月25日開催されております後志広域連合定例会において補正の議決をいただいております。

広域連合の古平町分の補正内容、ご説明申し上げますので、説明資料1ページをごらんください。こちらのほうでは、上段、広域連合の古平分、それから下段は古平町国保会計の当初予算、それから決算見込みの額を比較してつくっております。

まず、上段の広域連合、古平分の決算見込みについてご説明をいたします。右側の歳出でございますが、2款の保健給付費、6,000万円ほど減額を見込んでおります。療養諸費、高額療養費ともに減額となる見込みでございます。23年度には4億3,000万ほど超えておりました一般被保険者の療養給付でございますが、今年度は4億円下回るのではないかという試算となっております。それから、下のほう下がりまして、10款の諸支出金でございますが、8,600万円ほど増となっております。この中には、23年度分賦金の繰り越しということで、町のほうに6,700万円ほど精算還付された分、それから国庫支出金の返納分ございまして、この1,800万円余りが含まれております。歳出合計でいきますと、2,680万円ほど増と見込んでおります。

一方、左側、歳入でございますが、2款の国庫支出金、6款の共同事業交付金、こちら減額となっておりますが、4款の前期高齢者交付金が増となっております。7款繰越金で6,700万円増となっておりますが、こちらが先ほど申しました歳出の諸支出金の中で町に還付をされている分でございます。ここで歳入小計が6,000万円ほど増となっております。

広域連合に対します町の負担金、分賦金でございますが、歳出から歳入を差し引くということで、決算見込み、歳出合計の7億4,057万円から歳入小計の欄の5億5,662万7,000円を差し引きまして、1億8,394万3,000円が24年度に古平町から広域連合へ支払う分賦金となります。当初予算と比較しますと、3,385万3,000円の減となりますが、12月定例会におきまして第1号補正といたしまして530万円ほど減額補正を行っておりますので、今回は残りとなります2,851万9,000円の減額を行うものでございます。

次、歳入、ご説明申し上げますので、議案の35ページ、36ページのほうへお戻りください。歳入、1款の国民健康保険税につきましては、年度当初からの調定額の推移、また収入状況を勘案いたしまして、補正を行います。収納率といたしましては、昨年度、23年度の最終収納率であります88.2%をめどということで、今回減額の補正、増額の補正を行っております。1目の一般被保険者国民健康保険税でございますが、現年度分は636万8,000円を減、過年度分では14万5,000円の減、合わせまして651万3,000円の減となっております。

それから、2目、下のほうですが、退職被保険者分に関しましては、現年度分は116万5,000円の増、過年度分は22万7,000円の増、合わせまして139万2,000円を増額するものでございます。保険税

全体といたしましては、512万円の減となっております。

先ほどの歳出補正は、広域連合負担金が2,850万円の減額、さらにただいま申しました歳入では国保税512万円の減でございます。これまでの歳入歳出で見ますと、2,000万円ほど歳入超過という状況になってございます。22年度と23年度には財政状況悪化ということで歳入不足となりまして、一般会計のほうから財政支援の繰り入れを受けております。今年度におきましては黒字決算が見込めるということから、ルール外の繰り入れは行わないということにいたしまして、37ページ、38ページになりますが、3款の繰入金、こちらのほうの9節の財政支援繰入金は予算額1,000万円でございますが、全てを減額といたします。

39ページ、40ページの歳出のほうをお開きいただきたいと思っております。最後、予備費でございますが、歳入歳出額調整のために1,339万8,000円増額としております。

ここでもう一度説明資料の1ページ、今度は下の表をごらんいただきたいのですが、国保会計の決算見込みということで、ただいまの補正内容のほうへ反映させております。今後5月までの歳入歳出の状況によりまして、多少の変動はあろうかと思っておりますが、予備費の分、2,900万円ほどが翌年度繰り越しできるものというふうに見込んでおります。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第8号 平成24年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第3 議案第9号

○議長（逢見輝統君） 日程第3、議案第9号 平成24年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました議案第9号 平成24年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ140万円を減額いたしまして、その総額を1億8,811

万3,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、48ページ、歳出から申し上げます。歳出の補正につきましては、予備費を140万円減額いたしまして、総額を57万3,000円といたします。

それから、ページ戻りまして、46ページ、47ページ、歳入の補正でございますが、水道使用料の現年度分、既定の予算から392万9,000円を減額いたしまして、前年度の実績を調定額マイナス2%という決算見込みで、総額1億614万2,000円とするものでございます。

それから、一般会計からの繰入金につきましては、一般会計の補正でありましたとおり、交付税措置されております簡易水道会計ルール分の一般会計からの繰入金6万5,000円を追加いたしましたところでございます。

それから、基金繰入金でございますが、収入の減、それから予備費の減ということで、調整額といたしまして、基金繰入金246万4,000円を追加いたしまして、総額2,415万4,000円の繰り入れ総額としたところでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第9号 平成24年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第10号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小玉正司君） ただいま上程されました議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成20年から22年に実施しました昇給抑制の回復措置を実施するための条例改正でございます。

職員の給料は、本来昇給につきましては1年間に4号昇給させるものでございますけれども、平成20年から22年の3カ年にわたりまして、本来4号俸昇給のところ1号俸昇給を抑制いたしまして、

3年間で3号俸抑制してきたわけでございます。その後、若年層が民間の給与実態より給与が低いという人事院の実態調査などから、その乖離を埋める意味で平成23年度、24年度と、過去これまで2年間、それぞれ給与条例の改正を行いまして、回復措置を図ってきたところでございます。その平成23年度の実態調査につきましては、20年から22年度分の抑制の1号を43歳未満の職員全員を対象として、まず実施しております。それから、昨年、平成24年の回復措置では、21年と22年の抑制分を対象として36歳未満の若年層の回復措置を実施しております。

そういうことで、今回3回目の是正でございますけれども、説明資料の2ページ、ちょっとごらんになっていただきたいと思います。横長になってございますけれども、今回の改正は平成24年3月、ちょうど1年前の3月19日の条例改正、その一部改正でございます。そこで、ここでいう附則の第3項、第4項、この2つを追加してございます。3項のほうは、平成25年4月1日における号俸の調整と。そして、もう一つは、平成26年4月1日における抑制と。2年分の抑制措置を今ここで改正するものでございます。

ここで附則の第3項、ここでは平成25年4月1日に回復措置を図る職員でございますけれども、ここでいう第3項の中ほどに、第3項の3行目、括弧のうち、調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして町長の定める職員、ここでは実際にやる、是正する職員でございますけれども、25年4月1日におきましては31歳以上39歳未満の職員、そして平成20年、21年に抑制されていた職員でございますけれども、この職員につきまして1号俸回復させると、そういう改正でございます。23年、24年、そして25年4月1日、この3回で古平町としては36歳以下の職員は全て回復と、3号回復するというところでございます。

また、4項の平成26年4月1日における号俸の調整につきましては、まだ人事院から具体的職員の年齢等を示されてございません。26年4月1日につきましては、人事院規則で示されれば、そのとおり実施したいと、そういうことで考えてございます。

そういうことで、以上よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第11号

○議長（逢見輝続君） 日程第5、議案第11号 古平町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（佐々木容子君） ただいま上程されました議案第11号 古平町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案のほうは3ページでございますが、説明資料のほうも使います。説明資料3ページをお開きください。今回の改正でございますが、子育て支援事業の一環としまして、乳幼児及び児童に関する医療費助成を拡大するというものでございます。改正点、2点ございます。1点目は、所得制限と自己負担の廃止でございます。説明資料、上段のほうですが、北海道乳幼児等医療給付事業の補助基準、その下には現在の古平町の実施内容をまとめております。古平町は、給付対象範囲につきましては、道の基準よりも中学校卒業の15歳まで拡大しておりますが、所得制限基準ですとか、また自己負担については道の基準と同じという内容でございました。今回の拡大では、所得制限を廃止することで、所得超過によって、これまで対象外となっていた方を対象といたします。さらに、年齢、また世帯の課税状況によって自己負担となっておりました医療費の1割分、あるいは初診時の一部負担金について全額町の助成を行うことといたしまして、これにより患者の医療費負担をゼロとするものでございます。

改正の2点目でございますが、重度心身障害者及びひとり親家庭医療助成との重複適用でございます。現在重度障害者の医療助成、またひとり親の医療助成を受けている方は、乳幼児医療のほうにつきましては対象外となっております。3ページの資料の下段のほうにございます。ここでは、ひとり親の医療助成の内容について表にしてございますが、上のほうの乳幼児の表と比べていただきますと、所得制限基準のほうは異なりますが、自己負担につきましては上段の表と下の表、同じという状況でございます。重度障害者医療につきましても、この自己負担については同様となっております。医療助成の場合は、優先順位ございまして、まず重度、次にひとり親、最後に乳幼児というふうになってございます。重度あるいはひとり親の助成を受けた場合、次に続く乳幼児の自己負担が同じとなりますと、乳幼児を適用させても何ら補填されるものがないということから、これまでは乳幼児を対象外としておりました。今回乳幼児のほう、自己負担が廃止ということで、優先順位であります重度医療あるいはひとり親医療の助成を受けて自己負担発生いたしましても、その負担分を乳幼児医療で補填することが可能となります。これまで対象外であったものを対象に加えまして、重複適用を可能といたします。

説明資料の一番下ですが、重複の場合の取り扱いをまとめてございます。

なお、助成の方法でございますが、これまでと変更点ございません。受給者証を使用できる医療機関では、窓口で患者さん医療費負担というのはございません。それ以外の使用できない医療機関につきましては、一度窓口で負担をしていただきまして、後で役場の窓口のほうで払い戻しの請求をしていただくということになります。今回の改正につきましては、3月末の広報で周知をいたしますが、受給者に対しましても新しい受給者証、また説明の文書等を3月中に発送する予定となっ

ております。

条例の改正点については、説明資料4ページからの新旧対照表使ってご説明をいたします。この条例の中では、先ほどから自己負担というふうに言っておりますが、自己負担については一部負担金という名称を使っております。では、条例の改正部分、ご説明いたします。

第2条でございしますが、用語の定義についてうたっております。第5号の一部負担金についてという、その部分を削除いたしまして、その後の6号から8号を1号ずつ繰り上げてございます。

次、第3条でございしますが、ここでは受給資格について規定をしております。このうち受給対象から除くものについて、第1号から第3号までを規定をしております。第2号でございしますが、この点は今回の改正点の部分ではありませんが、既に修正必要であった部分が修正をされていなかったということで、今回あわせて修正を行う部分でございします。第2号、文末に括弧ということ、知的障害児通園施設に通所している者を除くという欄ございしますが、そもそもこの第2号は児童福祉法の第27条第1項第3号に規定されている方は都道府県の措置の対象であり、医療扶助を受けられるということから、受給資格から除くという内容でございしました。ただし、先ほど申しました文末の括弧内、知的障害児通園施設に通所している者という部分につきましては、医療扶助が受けられない部分ということから、これまでも助成対象とならないものから除く、つまり本町の医療助成の対象となっている方でございしました。しかし、児童福祉法改正されまして、27条第1項第3号の規定そのものから最後の括弧内、知的障害児通園施設に通所している者という部分を除かれましたことから、今回この文言を削除することによってございします。次、その下第3号でございしますが、この部分は所得制限を超えるものを対象外とする規定でございまして、これを今回削除するものでございします。

次のページでございしますが、第5条ですが、文中に第2条第6号とございしますが、先ほど1号繰り上がりということから、第5号に変更いたしております。

それから次に、第6条でございしますが、助成の範囲について規定をしております。医療費につきましては、受給者が負担すべきものを控除した残りを助成するという規定でございしますが、受給者が負担すべきものの中から一部負担金を削除いたしております。さらに、文末にただし書きを追加しております。他の法令によって医療助成を受ける場合、先ほどご説明いたしました重度医療、またひとり親の医療助成を想定しておりますが、それらの医療助成を受ける場合は、助成された額を除いた分、その分自己負担分を乳幼児医療で補填するという規定といたしました。

議案のほう戻りまして、議案の4ページ、最後のほうでございしますが、附則といたしまして、施行期日でございしますが、25年4月1日から、また経過措置といたしまして、この規定については施行日、4月1日以降の医療に係る医療費を対象としております。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございせんか。

○6番（高野俊和君） 大変簡単な初歩的な質問で申しわけないのですが、簡単に言えば中学生以下の医療費がただになるということだと思っておりますけれども、この通院、入院に関しても中

学生以下は全く、限度額がなく何日入院、通院しても一切かからないということの理解でいいのでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） 医療費に関する負担はゼロということになります。

○6番（高野俊和君） 歯科の通院も全く同じということに考えていいのでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） 歯科に関しましても無料ということになっております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第11号 古平町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第12号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第12号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） ただいま上程されました議案第12号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本件の条例改正につきましては、保育料を改定するものでございます。保育料の改定理由につきましては、町政執行方針にも記載のとおり、保育料の改定を子育て世帯に対する支援事業の一つに位置づけ、平成25年度からの保育料を軽減改定するものでございます。

次に、保育料の改定内容についてご説明申し上げますので、説明資料の6ページをお開きください。6ページから7ページにわたりまして、保育料の新旧対照表が記載されてございます。6ページの上段のほうにつきましては、一時保育料の金額を、それから同じく6ページの中段から7ページにかけては、認定こども園保育料、通常の保育料の月額について記載されてございます。一見しておわかりになるとおり、改正前の保育料、一時保育料ないし通常の保育料、それぞれ現在6階層までありますが、25年度以降の改正内容につきましては、この6階層全てをカットしてございます。この間の保育料の改正につきましては、ご承知のとおり平成24年度からの保育料につきまして、一昨年（平成23年度）の第4回定例会で国の基準額表に準じた本町の保育料の7階層をカットし、そして6階層の部分については金額ベースで10%ほどカットしておりますが、さらに今回の25年度からの保育

料につきましては、先ほど申し上げましたとおり第6階層全てをカットする内容になってございます。

これで説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第12号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第13号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第13号 古平町新型インフルエンザ等対策本部条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第13号 古平町新型インフルエンザ等対策本部条例案について提案理由を説明したいと思います。

説明は、説明資料の8ページから11ページを使って説明させていただきます。まず、この対策本部条例をつくるに当たっての趣旨についてですが、平成21年に世界的に猛威を振るった新型インフルエンザを教訓として、国は今後発生するかもしれない危険性のある新型感染症の発生に備え、国民の生命及び健康の保護、それから国民の生活及び経済に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に、行動計画等の策定、それから対策本部設置等の措置、それから緊急事態における特別措置などを規定した新型インフルエンザ等対策特別措置法を平成24年4月27日の国会で可決しております。同年、5月11日にこの特別措置法を公布し、施行を公布の日から1年以内の制令で定めるとしておりますので、本年5月11日までの間に施行ということになります。

それで、説明資料8ページをお開きください。ここで新型インフルエンザ等が発生したときの主な措置の流れについて説明しております。WHOがフェーズ4を宣言した時点で国及び都道府県の対策本部を設置し、国については基本的な対象方針の作成だとか特定接種……特定接種というのは医療機関だとか福祉施設だとかというところの職員を先に予防接種させるということです。それから、海外の発生の水際対策、それから現地の対策本部の設置等を措置する。それから、都道府県については、特定接種の実施、それから医師等医療従事者等の要請、指示等で、市町村については特定接種の実施への協力、これは任意です。それで、国のほうで新型インフルエンザ等緊急事態宣言

が出された場合に、ごらんとおり国では蔓延の防止に関する措置等々を行いまして、都道府県についても記載のとおり。市町村について、この時点で市町村の対策本部の設置が義務となります。それで、住民に対する予防接種の実施ということになります。

続いて、9ページ目をお開きください。先ほどの法律の3つの柱の1つ、行動計画の策定です。行動計画には、国、都道府県、市町村、それぞれが役割を持って記載のとおりのようなことをあらかじめ行動計画としてつくっておくということになっております。

この行動計画については、11ページ目をお開きください。ここで今後のスケジュールというふうになっておりますけれども、間もなく政府の省令等で施行日が決まってきます。その後、政府の行動計画の策定だとかガイドラインの策定ということになります。その政府、行動計画、ガイドライン等の発表で内容を見きわめた上で古平町の行動計画を策定していきたいと思っております。

10ページ目にお戻りください。特別措置法の柱の3つ目となります。対策実施の体制について、これで国、都道府県、市町村に対策本部を設ける。それで、都道府県と市町村の対策本部については、条例で定めるということになっております。そのことから、本提案となっております。

条例の内容については、議案9ページをごらんいただきたいのですが、目的、それから組織、それから会議、それから班等、対策本部を設置する上で必要最小限なものについて規定している条例となっております。

説明を以上で終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 新型インフルエンザについてお伺いしたいのですけれども、新型インフルエンザということは従来の香港型とかそういうのではなく、例えば鳥インフルとか豚とかという海外でよくかかってくるという人方おりますよね。そういうものを対象にしているということなのか。その辺がどういうものを新型インフルエンザの対象としているのかをもう少し具体的にお伺いしたいと、そのように思います。

それと、感染する場合には、例えば海外に出かけて、そのまま帰ってきて、そのときに……時間たってから発症するというか、そういうこともあると思うのですけれども、そういう場合に、例えば古平なら古平でそういうものが発生したという場合には届け出て、それから道だとか国だとかというように届け出が伝わっていくのでないかなと思うのですけれども、実際に、ではその時点では古平町ではこういう対策本部とかそういうものをつくっていくというような、これは決まりではないというような条例ではないかなと思うのですけれども、その辺をもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、1点目の新型インフルエンザの内容についてもう少し詳しくということで、今国が想定しているのが、現在も東南アジア等で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザ、H5N1、これが変異して人から人へ感染するような事態になった場合、もしくはそれと同じような危険性のある感染症が出た場合についてを想定しております。新たなインフルエンザということになります。

それで、2点目なのですが、WHOのインフルエンザのフェーズ1から6まで制限ございます。

その状況の中で、海外で発生している状況からも国は情報を察知し、それについて国、道を通じて町村でも情報を得る、また報道等でも情報を得るということで、国の緊急事態宣言をしたときに、この条例に基づく対策本部の設置というのは義務になるのですが、その前から市町村独自で任意に本部を発動させることは構わないというふうになっております。そういうことについても含めて、これからつくっていく行動計画の中でWHOの宣言内容もしくは危機管理の段階を6段階くらいで持っているのですが、その危機的状況の段階に合わせて行動をとっていくという行動計画を策定していきたいと思っております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号 古平町新型インフルエンザ等対策本部条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第14号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第14号 古平町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（佐々木容子君） ただいま上程されました議案第14号 古平町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例案についてご説明を申し上げます。

議案のほうは10ページでございますが、説明資料を使ってご説明いたします。説明資料は12ページをお開きください。今回の改正でございますが、いわゆる第2次一括法の施行によりまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項が改正され、市町村などが設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準については、市町村の条例で定めることとされたことによるものでございます。一般廃棄物最終処分場の場合は、埋め立て面積が1,000平方メートル以上の施設については技術管理者を置くことを義務づけられておりますが、本町のクリーンセンターにつきましては埋め立て面積6,400平方メートルでありますから、設置条例の中に技術管理者の資格基準の規定が必要となったものでございます。

町の条例に設定する基準でございますが、これまでの国の基準でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条、12ページの下にございますが、この規定を参酌することといたしました。

条例の改正内容については、次のページ、13ページからの新旧対照表を使ってご説明をいたします。今回追加いたします技術管理者の資格基準の条文は、これまでの条例の第2条と第3条の間に規定をすることといたします。そのため、第3条、第4条は、それぞれ1条ずつ繰り下げをいたします。

新たな第3条、見出しは技術管理者の資格といたしまして、資格の基準を第11号まで規定をしております。第1号、第2号は、それぞれ参酌します施行規則17条の第1項第1号と第2号の規定をそのまま引用してございます。第3号から第10号までは、施行規則第17条第1項第3号に規定いたします同じく施行規則の第8条の17、第2号のイからチ、この8項目を引用しております。第11号につきましては、施行規則第17条第1項第4号の規定でございます。内容といたしましては、これまでの規定と何ら変わることがないということになってございます。

施行期日につきましては、25年4月1日からでございます。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○7番（木村輔宏君） 参考に聞きたいのですが、この技術者というのはいらっしゃいますか。

○民生課長（佐々木容子君） 1名おります。町の職員で資格を取った者がおります。

○7番（木村輔宏君） ということは、今はなくてもいい、その執行猶予期間みたいのはあるの。

○民生課長（佐々木容子君） その職員発令されてから、今も継続してその者が技術管理者ということで登録をしております。

○9番（工藤澄男君） 今1名いるということなのですが、例えばその方は今実際に現場にはいないで違う場所で、ただ名前だけはあるということですか。

○民生課長（佐々木容子君） 現場に勤務しているわけではございません。

○9番（工藤澄男君） ここに10年以上廃棄物の処理に関する技術と書いてありますけれども、今実際に、例えば古平の処分場、あそこは何年たちますか。あの方々は、10年以上もしたってたら資格みたいなものがあるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） 今のこの新旧対照表でいきますと、第10号のところは10年以上技術上の実務に従事したということでございますので、その方たちがこの要件満たしていると技術管理者の資格を取るということも可能になってくるかと思っております。

○9番（工藤澄男君） 10年以上経験した上で資格を取るとのことか。わかりました。よろしいです。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第14号 古平町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第15号

○議長(逢見輝統君) 日程第9、議案第15号 古平町の道路の構造の技術的基準等を定める条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(本間好晴君) ただいま上程されました議案第15号 古平町の道路の構造の技術的基準等を定める条例案につきましてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、いわゆる地方主権改革一括法、正式には地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、非常に長い法律名でございしますが、この法律の制定によりまして、国の制令で一律に義務づけ、あるいは枠づけされていた地方の事務あるいは都道府県の事務から市町村への事務と、そういった権限移譲等が盛り込まれた法律が制定されたわけでございますが、このような義務づけ、枠づけされていた地方の事務が今後は国の示す基準を踏まえて条例で定めることとなったものであります。このことから、本町の事務でありますさまざまな事務の条例化が必要なものとして建設水道課が所管する6件の条例を制定する必要がございますので、第15号から1項の条例につきましても同じような趣旨で提案することを前段申し上げておきたいと思っております。

まず、議案第15号 古平町の道路の構造の技術的基準等を定める条例につきましては、これは一括法の中で道路法が改正をされました。これまで国の政令や省令で定められていました町道の構造の技術的基準及び町道に設ける道路標識の寸法について、今後は国が定める基準を参酌して条例で定めることとされたことによる新たな条例を制定するものでございます。

各条文の規定につきましては、技術的基準でございまして、政令の基準を用いることを基本として、これまで整備したものでございますので、そのような趣旨に立ちまして、政令で定められている基準を引用するような形で条例化をしたところでございます。また、一部の規定につきましては、北海道も同じような条例を今回定めておりますので、道との規定を取り込みながら条文化したところでございます。

14ページから各条文規定をしてございますが、まず第4条では車線、何車線にするのか、あるいは車線の幅員は幾らにするのかといった基準、道路の種類ごとに定められております。このようなことが今までは政令で定められておりましたが、市町村の条例で定めなさいということで、それをそのまま条文化してございます。それから、同じようなことで16ページ以降につきましては、第6条で副道、それから第7条では路肩、それから17ページのほうでは第8条で停車帯、それから18ペ

一に参りまして、第9条では自転車道、それから第10条では自転車歩行者道、それから19ページ、第11条で歩道、それから第13条では堆雪幅、この堆雪幅につきましては国で規定しておりませんが、北海道は積雪寒冷の地域だということ、それを考慮して堆雪幅を設けることができるという規定を追加してございましたので、本町もそれに倣って条文化してございます。それから、20ページに参りまして、植樹帯、それから第15条では設計速度、21ページに参りまして、道路のカーブの曲線半径、それから第18条では曲線部の片勾配、それから第19条では曲線部の車線等の拡幅、それから20条では緩和区間、それから22ページに参りまして、21条では視距、なかなか見なれない言葉ですが、いわゆる視距と申しますのは、見通せる距離ということで、これも道路の設計速度に応じてこの距離が定められております。それから、22条では縦断勾配、それから23ページ、23条では登坂車線、24条では縦断曲線、いわゆる技術的な基準と、相当数の条文をこの条例で定めたところがございます。29ページの第43条、最後の条になりますが、道路標識の寸法につきましては、規則で定めるというように規則委任をしてございます。道もこのような形をとっておりますので、一応規則で定めるといふように、同じような取り扱いをしたところがございます。

なかなか技術的なことで私も説明し切れない部分がございますが、これまでこういった国の法令にのっとって町の道路の整備もしてきたという経緯がございますので、今すぐ古平町独自の規定等を定めるという状況にはないということで政令、省令の規定をそのまま本町の条例としたところがございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第15号 古平町の道路の構造の技術的基準等を定める条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第16号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、議案第16号 古平町の準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました議案第16号 古平町の準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案につきましてご説明を申し上げます。

これは、先ほど申し上げましたとおり、一括法の中で河川法が改正されまして、これまで国の政

令で定められていた準用河川に係る河川管理施設や工作物の構造の技術的基準について、今後は国が定める基準を参酌して条例で定めることとされたことから、本町には準用河川冷水川がありますので、この条例を制定するものでございます。

各条文の規定につきましては、政令の基準を用いることを基本としておりますが、政令中ダムに関する事項と高規格堤防に関する事項については、本町の準用河川にそのような施設等が建設される見込みが考えられないことから、その部分については削除して条例化したところでございます。

31ページの条文でございますが、ここに目次でございます。どのような技術的基準を定めているかにつきまして、第2章では堤防についての基準、それから第3章では床どめに関する基準。床どめ、知っている方もおられるかと思いますが、私も初めてこの言葉を見まして何だろうと調べてみましたら、いわゆる水量が増加することによって河床がえぐられると。それをえぐられないように整備する、そういう構造をする、そういうものを床どめということでございます。それから、第4章では堰といいます。よく河道堰とか、自由にあげ閉めできる堰、これは流れに垂直につい立てを立てるような構造のものです。それが河道堰だったり固定堰だったりするものがあります。それから、水門及び樋門、これは皆さんご存じかと思えます。それから、揚水機、排水機、取水塔、これ読んで字のごとく、くみ上げたり排水したり取水したり、そのような設備に関する基準。それから、川にかかる橋に関する基準。それから、伏せ越し、これは道路を渡る、川底を横断して渡る、そういうような構造物の場合の基準です。要するに堤防を傷めないとか氾濫しないとか、そのようなことに関する基準でございます。これを政令に定める基準に基づきまして、古平町の準用河川は小規模ですので、それに関する基準を条文化したものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） ちょっと単純なあれなのですが、今ここに全部書いてありますけれども、古平の川はこれにほとんど当てはまるのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 古平の川と申しますと、古平川を筆頭に、あれは道管理の2級河川です。2級河川は道管理、それからその次に準用河川という冷水川でございます。これが普通河川ですが、2級河川に準じた管理が必要だということで、知事の承認をもらって準用河川となっております。それ以外の丸山川とかチョペタン川とか、あれは普通河川で、今回のこの基準に当てはまらないものでございます。ですから、この条例で当てはまるのは、古平町が管理する設備のある川は準用河川冷水川だけがこの基準で整備等をしていくということになります。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第16号 古平町の準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案を採決い

たします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第11 議案第17号

○議長(逢見輝統君) 日程第11、議案第17号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(本間好晴君) 議案第17号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案につきまして説明を申し上げます。

これは、一括法の中で公営住宅法が改正され、これまで国の省令で定められておりました公営住宅の整備に関する基準について、今後は国が定める基準を参酌して条例に定めることとされたことにより、本条例の一部改正をしてそれに対応したものでございます。

各条文の規定につきましては、省令の基準を用いております。

なお、この改正に合わせまして、入居者が暴力団員であることが判明したときは、住宅の明け渡しを勧告をすることなく、直ちに明け渡し請求することができることとした改正を追加してございます。

条文でございますが、44ページ、既定の条例に基準を追加した一部改正でございます。

上から4行目になりますか、第3条の次に次の15条を加えるということで、15条を加えて基準を規定したところでございます。

第3条の2は、頭にありますとおり、健全な地域社会の形成、それから第3条の3は良好な居住環境の確保、第3条の4では費用の縮減への配慮といった、この部分につきましては公営住宅を整備するに当たっての理念規定でございます。これが政令で定められておりましたので、これを条例化したところでございます。

それから、第3条の5の位置の選定、それから第3条の6では敷地の安全等、この2条におきまして公営住宅の敷地の基準に関する規定、これも政令どおり条例化したところでございます。

それから、3条の7の住棟等の基準、それから第3条の8、住宅の基準、それから次ページの3条の9では住戸の基準、それから第3条の10、住戸内の各部、第3条の11、共用部分、それから第

3条の12、附帯施設、ここまでの住宅の住まいに関する、あるいは附帯施設を含めた基準を規定したものでございます。

それから、3条の13、児童遊園、それから46ページの3条の14、集会所、それから3条の15、広場及び緑地、3条の16では通路、この部分につきましては共同施設の基準規定を条文化したものでございます。

附則の4行上に第39条第1項第6号を次のように改める。(6)、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときというふうに第6号を改めてございます。これは、先ほど申し上げましたとおり、入居者あるいは同居者が暴力団員であることが判明したときは、直ちに明け渡し請求することができる。これは、今回道の道営住宅の管理に関する基準を定めたときに、同じように道もこの暴力団に関しての事項を改正しておりましたので、古平町もそれに合わせた改正を行ったところでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝続君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番(本間鉄男君) ちょっと二、三お聞きしたいのですけれども、44ページの住宅の敷地の位置はということいろいろ書かさっておりますけれども、その中に例えば通勤、通学、日用品の購買とか日常生活の利便を考慮してということがありますが、例えば今こういうコンパクトになっている古平町であっても、住宅というのはどちらかという町なかに少なく、例えば日用品の購買だとかという場合には、かなり今お年寄りの方々が特に苦勞しているというような現実があります。こういうものを古平町が、例えば今の町営住宅というのは新しく清住以来建てておりませんが、いずれ何棟か建てなければいけないのだろうなと思うのです。そういう場合に、これはやはりこういう条例を制定するというになると、今のある、特に遠い冷水だとか、ああいうところのほうには果たして建てるのが適切なのかなという条例を見ると感じがするのです。そういう部分に対しては、どのように条例をつくっていながら制定していながら考えているのかということ。

45ページに児童遊園の位置及び規模というのは、住宅戸数とかという兼ね合いが書いていますけれども、これは現実に住宅戸数はどのぐらいのところ児童遊園とか、そういうものをつくらなければいけないというような、もし具体的なものが定められているのであれば、その辺をお伺いしたいと思います。

○建設水道課長(本間好晴君) 1点目の第3条の5に関する記載事項についてでございますが、これはその前にもあります居住環境、そういったことについて配慮しなさいということで、これはどのような施設整備においてもこのような理念、要するに良好な環境で、あるいは安全に配慮するとか、そういったことが全て求められて、行政の一つの宿命でございます。ただ、これがどこまで、補助金等を受けて建設するわけでございますが、補助する側でどこまでそれを我々が縛ってくるかということで、そのような補助する、国のほうの意向等、考え方といいますか、クリアしながら現実に施設整備が完成するということで、どれ一つ欠けても基本的には好ましくはないのですが、どこで妥協といいますか、認められるかということは我々の努力も含めて、説明努力も含めて決定されるというように思っております。

それから、児童遊園の基準等、もっとあるのかということですが、私の調べているこの範囲では、こういった表現に伴っているということですので、これも恐らく大規模なもの等になれば、その入居戸数に何ば以上であれば必要でしょうかという話が町のほうにされてくるのではないかなと思います。規模によって、その辺の必要性あるいは現実にそれをクリアするための施設整備等が必要になるのかなというふうには思います。

○4番（本間鉄男君）　そうしますと、3条の5の部分でいきますと、例えば町側でここまで、この辺に住宅を建てたいというような話が補助をもらいながらというか、そういうふうに行っていく場合には、例えば大体その住宅から何キロ以内にどういう、日常に支障のない買い回り品ができるところがあるかと、そういうような指導というのはされると。町側がそれをあれしなくても、道でも国の補助もらおうが、そういうふうに向こうである程度話し合いの中で出てくるという考え方を持ってよろしいのか、そういうことをまずお伺いしたい。

それと、この児童遊園ということになると、例えば古平町にも住宅のそばに公園をつくったりしていますよね。そういうところで、例えば清丘のほうにも公園一つつくったり冷水のほうにもつくったりというようなときに、あれは例えば古平町でああいう住宅をつくるときに、実際に上のほうからの規制というか、そういうものをつくらなければだめだよとか、つくったほうが好ましいとか、そういうような話の中でつくったものか、つくってもつくらなくてもいいのか、そういう部分もあると思うのです。だから、その辺で大体戸数がどうのこうのとかというものがどうなのかなと。ただ、都会なんかでも大型マンション、何百棟という大型マンションなんかだと、その中に別個に集会所だとか、ちょっと公園みたいなくつろげる場所、そういうものだとか、さまざまつくっている、そういうマンションもあります。だけれども、実際に古平町が今町営住宅の建てる場合においては、今までの公園をつくっていったいきさつという部分では、どのようなことで戸数関係なく公園をつくっていったのか。住宅を建てるときに、こういう公園が望ましいのかとか、その辺をもう少し具体的にお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（本間好晴君）　先ほど建設位置の関係に関する選定のための条件についてですが、古平町の場合はコンパクトにまとまった、地形的に見ると。ですから、もっともっと他の市町村でいくと、本当に中心市街地から離れたところにそういった住宅等を建てるという場合もございましょうと思います。ですから、そういうところから比べますと、古平町は逆に言えばより便利な場所といえども本当に町なかに近いところがより好ましいとは思いますが、今建っている団地に建てかえるということは別に、それも適地の一つだというふうには判断されるのかなとは思いますが。

それから、公園の今までのつくった経緯を詳しくということですが、申しわけありませんが、私把握してございませんが、まず1つの団地ですね、一団の団地の中に、ある程度そういうまとまりの団地の中に1つ公園、共用施設あるいはそういったものをつくるということの考え方があったのかな。それが当然今後も引き継がれていくものというふうには思っております。

○1番（鶴谷啓一君）　議案第14号から20号まで、これは条例の改正ですけれども、要するに国が町に権限を与えるために条例を改正する。ということは、古平町にとっては、技術屋でもそうすけれども、今の公営住宅の管理条例の一部を改正するという条例でも、権限が与えられるわけです

から、やりやすくなる可能性もあるというふうに捉えてもいいのではないかなと思うのです。そして、権限に伴って資金がそういうふうに伴ってくるかということですが、そういうふうはこの条例は全部今14号から20号までそういう捉え方をしてよろしいのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今鶴谷議員おっしゃいましたとおり、趣旨としては国は一律に定めた整備基準、管理基準、そういったことを今度は地域の自主性、いわゆる責任を持ってやる方向で行政を進めるという考えからこのような条例を定めて、市町村がやりづらいことがあれば、ただやみくもにといいますか、これは無視してやるということは、そこまではできませんけれども、ある程度事情、状況が理解されるような事情であれば市町村はその分を少し勘案するなり、逆に言えばきつくするなり等を判断して、議会、町民の考えで進めるといったことが趣旨でございます。

○9番（工藤澄男君） 55ページ、トイレの件なのですが、例えばこの中に身障者とか高齢者、そういう人方のために、例えばトイレをつくるような文言があるのですが、実際に今古平町の公園が9カ所かな、たしかあるはずなのですが、本当にトイレがそばにあるのは漁港のそばにあるところだけで、あと公園にはたしかトイレはまるっきりないようですけれども、この条例からいったら今後……

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時34分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○8番（真貝政昭君） 条例化ということなのですが、追加して加えられる項目なのですが、位置の選定、3条の4、それから敷地の安全等、3条の6ですね、これを見れば災害に対する点で悪い環境のところは避けるという表現がありますね。ただ、それを防ぐための措置が講じられればよいということなのですが、古平町のハザードマップでは、今公営住宅がある箇所としては御崎町の団地、それから清川団地が崖等の崩壊によって被災をこうむる地域にされていますよね。ちょうどその網にひっかかると。それで、平成24年度で公営住宅のマスタープラン、たしか作成されていますよね。今回のこういう条例設定で、そのマスタープランを作成する上で現在の御崎団地あるいは清川団地というのは何か影響を受けるようなものになるのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） まさに公営住宅の基本計画を作成中ですが、それが今の防災計画等の絡みで影響を受けるかというご質問ですが、防災計画はまだできておりませんが、浸水予測区域に入るだろう。ということは、従来から入っていることと変わりはないのではないかなというふうに思っております。

それと、安全なところに建てなければならないというのは、当然公営住宅に限らず公共施設も同じような理念のもとに建設しなければならないというふうに考えております。

○8番（真貝政昭君） 町長、確認したいのですが、公営住宅マスタープランは以前のやつはもう期限切れで、賞味期限が切れたということで作くり直しをやっていきますよね。以前のマスタ

一プランでは、ああいう崖地の近接したところでも構わないという配置計画になっていたのです。今の説明を聞きますと、そういう考えで全く変わりはないということなのでしょうか。

○町長（本間順司君） いわゆる最近東日本大震災以来、いろいろ地震あるいは津波、そういうことでかなり災害に厳しくなっているということでございまして、以前のそれとはかなり違ってくるのではないかなというふうには思っております。ただ、原発の問題にしましても、今までにないいろんな危険な箇所が出てくるような話もありますので、どこまで掘り下げてやるかやらないか。ですから、仮にこういう条例をつくるにしても、今後そういうものを見直しながら、条例すらも改正していかなければならないのではないかなというふうには思っておりますけれども、それまでまだ具体的にはどうすればいいか、ちょっと今の時点では見えないというところでございます。

○7番（木村輔宏君） これは、25年の4月1日から施行ということになるのでしょうかけれども、古い町営住宅をそのまま使っている方はよろしいのですけれども、一度出て違う方が入ったときに、45ページの中にあります台所、水洗トイレ、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならないというものがあって、その下にもあるのですけれども、それはこれからそういう基準にして新しく入れていくという。例えば例として言えば、テレビのアンテナとかもつけなくてはいけないということになるのか、それともそれはいいです、配線だけいいですよという。その中には町長が定めるものが講じられていなければならないということで、その辺の解釈というのはどういうふうにするのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今のご質問ですけれども、これから入る人ということではなくて、施設の設備ですね、これからつくるものについてはそういったものを備えたものでなければならないというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第17号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第12 議案第18号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、議案第18号 古平町都市公園条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） 議案第18号 古平町都市公園条例の一部を改正する条例案につきましてご説明を申し上げます。

これは、一括法の中で都市公園法及び高齢者、障害者の移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が改正されまして、これまで国の政令で定められていた都市公園の配置及び規模に関する基準や都市公園内の公園施設の建築面積割合に関する基準並びに公園内園路、広場、駐車場、便所などの設置に関する基準について、今後は国が定める基準を参酌して条例で定めるとされたことにより、本条例の一部を改正して盛り込むこととしたところでございます。各条文の規定につきましては、政省令の基準を用いることを基本といたしまして、一部規定につきましては北海道の基準を用いて制定したところでございます。

48ページの各条文でございますが、まず1条の2から1条の4までについては、都市公園の配置及び規模に関する基準を政令どおり定めたところでございます。

それから、1条の5につきましては公園施設の設置基準、それから1条の6につきましては公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合についての条件を規定しております。

それから、50ページにつきましては、1条の7で園路と広場の基準、それから52ページになりますが、一番下の行になりますが、休憩所及び管理事務所の基準、それから53ページ、下段になりますが、駐車場の整備についての基準、それから54ページでは中ほど下に1条の10で便所に関する基準、それから56ページの1条の11では水飲み場及び手洗い場についての基準、最後に標識及び掲示板についての基準ということで、北海道の公園条例の中で国の基準よりも、より障害者等に配慮した基準を定めておりましたので、その部分について本町におきましても、例えば50ページの1条の7の園路及び広場に関する基準の中で、(1)号でアの出入り口の幅、180センチ以上とするというふうに条例規定しましたが、国の基準で120センチというふうになっております。これは、道の基準と同じように町が倣ったということと、一部道の基準を使っている箇所が何カ所かございます。

52ページの(5)の斜路についての基準のアの幅、150センチと記入しておりますが、国の基準で120センチとなっております。それから、その下の120センチというふうになっているのは、国では90センチ、要するに障害者に配慮した基準にしているところを本町も引用して道に倣った規定を定めたところでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

○9番（工藤澄男君） 先ほどは失礼しました。

54ページのトイレの件なのですけれども、先ほど言いましたみたいに公園内にトイレのある場所はほとんどありませんで、特にまたこの全文をよく見ますと、例えば高齢者であるとか障害者だとかという文言がよく出てきますので、例えば公園を利用する場合には、どうしてもトイレがあったほうが非常に便利だとは思うのです。それで、今後例えば今ある公園内にトイレの建設予定みたいなものは考えているのかどうか、まずそれを。

○建設水道課長（本間好晴君） 現公園の中に新たに、ないところに便所を設置するということは今のところ考えてございません。

○9番（工藤澄男君） 例えば浜町であればあけぼの公園、ああいう町のど真ん中であって、あそこで子供なりそういう人方がそこで遊んでいたり休憩していたときに急にそういうものが催した場合、どこへ行くか。そうしたら、隣近所に一回一回借りに行くのかというようなこともありますし、子供さんなんかの場合もどうしても我慢できなくなったりとかという面もあるので、全部とは言いませんけれども、そういう町の中とか周りに住宅がいっぱいあるような場所にはやはり必要ではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 工藤議員おっしゃられるとおり、たくさんの方が使う、そういうようなところについては今まで設置をしている箇所もございます。今後、今おっしゃられましたあけぼの公園ですか、必要性等を検討しながら今後考えていきたいというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） それから、公園の出入り口なのですけれども、この中には、例えば滑りにくいものを設置するとかいろいろ書いてありますけれども、古平の場合はそういう滑りどめのついているような入り口というのはほとんどないのが現状だと思います。長くは要りませんが、2メートルなりぐらい、入るときだけでもすなり入れるようなものを設置するような考えはありますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 特別そこに滑りどめを各公園に設置するという、そういう考えはありませんけれども、維持管理あるいは清潔度を保つとか、そういったことでの対応は注意しながらやっていかなければならないというふうには思っております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第18号 古平町都市公園条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第19号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、議案第19号 古平町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました議案第19号 古平町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきまして説明を申し上げます。

これは、一括法の中で水道法が改正されて、これまで国の政令で定められておりました水道

施設布設工事監督者を配置する工事に関する基準、布設工事監督者の資格に関する基準及び水道技術管理者の資格に関する基準について、今後は国の定める基準を参酌して条例で定めることとされたことにより、本条例の一部を改正してこれを盛り込んだものでございます。

58ページ、条文でございますが、まず第6章として布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準、この3つを第6章の中で盛り込んだところでございます。

第38条で布設工事監督者を配置する工事、配置しなければならない工事というのはどのような工事かということで1号、2号に規定したところでございます。

それから、第39条では布設工事監督者の資格、どのような資格がある者でなければならないかということで、1号から8号まで学歴と経験を条件とした資格が定められております。

それから、第40条では水道技術管理者の資格について、第1号から第6号まで、これも学歴あるいは経験年数等、基準を定めたところでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） 工事監督ということなのですが、これは施工業者も、それから監督する役場職員も同じ資格を持つということでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） これは、町の施設を改造するということになりますので、町長が町の職員に命じて監督させる職員、その資格でございます。

○9番（工藤澄男君） そうしたら、古平町にはこの資格を持っている方、何名いらっしゃいますか。

○建設水道課長（本間好晴君） ここにありますとおり、学歴、1号では大学で1年以上の技術という要件、あるいは高卒であれば3年6カ月と、そういったことで、今水道技術職員としては1人配置しておりますので、1名がおるといふふうに理解しております。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第19号 古平町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第20号

○議長（逢見輝続君） 日程第14、議案第20号 古平町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する

る条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました議案第20号 古平町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例案につきまして説明を申し上げます。

これは、一括法の中で下水道法が改正されて、これまで国の政令で定められていた公共下水道の構造に関する技術的基準及び終末処理場の維持管理に関する基準等について、今後は国の定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとされたことによりまして、本条例を制定することとしたところでございます。

それでは、62ページの各条文でございしますが、第1条、趣旨、第2条の用語の定義、第3条におきまして排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準を政令の基準を引用いたしまして定めたとところでございます。第1号から第5号まで技術上の基準を定めております。

それから、第4条では排水施設の構造の技術上の基準、それから第5条では処理施設の構造の技術上の基準、それぞれ個別の基準を4条と5条で定めております。

最後に、第7条では終末処理場の維持管理についての基準を定めております。これも政令等をそのまま引用したところでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第20号 古平町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで15分まで休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時11分

○議長（逢見輝統君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第21号

○議長（逢見輝統君） 日程第15、議案第21号 古平町多目的運動広場の設置及び管理運営に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（山本耕弘君） ただいま上程されました議案第21号 古平町多目的運動広場の設置及び管理運営に関する条例案についてご説明を申し上げます。

それでは、議案の66ページ、67ページをお開きください。第1条、目的でございますけれども、この条例については、町民の災害時に備えた、安心・安全なまちづくりと町外者との潤いのある交流の促進及び生涯スポーツの振興を図るため、古平町多目的運動広場（以下「広場」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的としております。

第2条の名称及び位置でございますけれども、（1）、名称につきましては、古平町多目的運動広場、場所につきましては小学校の向かいにございます広場でございます、位置につきましては古平郡古平町大字浜町932番地となっております。

3条の管理と運営につきましては、教育委員会のほうで管理運営を適宜いたします。

それと、4条の使用料でございますけれども、広場の使用料につきましては徴収はいたしません。

それと、第5条の使用でございますけれども、広場は、広く地域住民等が利用することができるような形でございます。

それと、6条の使用の許可でございますけれども、広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者はあらかじめ、別に定める手続きにより教育委員会の許可を受けなければならないということで、（1）、物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。（2）、興行を行うこと。それと、（3）、競技会、集会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占的に利用することです。このときに、規則第3条により、利用する7日前に教育委員会のほうに提出いただきます。

それに基づきまして、2でございますけれども、教育委員会は、前項の規定により許可する場合には、その使用について必要な条件を付することができるということでございます。

それと、第7条の使用の許可の特例でございますけれども、これにつきましては生涯スポーツ、生涯学習及び学校教育のための行事については特段許可を要しないという中で考えてございます。

それと、8条の使用の制限でございますけれども、これにつきましては公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。それと、（2）といたしまして、施設を損傷し又は汚損するおそれがあると認められるとき。それと、（3）、その他、管理及び運営上支障があると認められるときにつきましては、許可はしないということでございます。

それと、第9条の使用の取り消しでございますけれども、（1）といたしまして、この条例、又はこの条例に基づく規則に違反したとき。そして、（2）、使用許可の条件に違反したとき。（3）、公益上やむを得ない理由が生じたときという形でございます。

それと、10条におきましては原状回復ということでございまして、使用者は、その使用が終わったとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設及び付属器具等を原状に回復しなければならないということでございます。

11条の損害賠償でございますが、使用者は、施設及び付属器具等を損傷し、又は汚損したときは、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。

そして、第12条、事故の免責でございますけれども、使用者が広場を使用中に事故にあっても、広場が通常有すべき安全性を欠いている場合を除きまして、管理者はその責に応じなければならないものといえます。

それと、第13条の特別設備の設置等でございますけれども、使用者は、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

最後に、第14条でございますけれども、委任規定でございます。この条例で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会の規則で定めるということになってございます。

なお、平成24年12月1日より古平町における暴力団の排除の推進に関する条例が施行されておりますので、この中には盛り込んでございません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

○4番（本間鉄男君） ちょっとこの許可の中でお伺いしたいのですけれども、例えば今浅井えり子の野球大会とかというのは、中学校のグラウンドとB&Gの横のグラウンドを使ってやっていますよね。あと少年団がB&Gの横で練習したりしていますけれども、例えば具体的に言えば浅井えり子杯なんか、そういうとき各町村からたくさんチームが来ますよね。そういうときには、この多目的広場を使うというようなことがあるのか。そういう場合でも基本的には今のままでやっていくのか。それと、子供たちばかりでなく大人の人が、例えば今サッカーをやりたいと。今中学校のグラウンドは借りれないだろうけれども、実際にB&Gの横であれば借りれるかなと思っても少年団がほとんど使っているという状況であれば、教育委員会のほうに申請すれば、これはそういう形でサッカーでも利用できるというような考え方でよろしいでしょうか。

○教育次長（山本耕弘君） 野球のスポーツ少年団につきましては、今お話、関係者としておまして、今のスポレク広場、それと多目的広場、こういうものを併用しながらうまく利用していただきたいということでお話を進めております。それと、そのほかに吉野杯とか浅井えり子杯、そういうものについても旅から皆さんおいでになりますので、練習用のグラウンドとか本大会のグラウンド、そういうものをすみ分けしながら有効的にスポレク広場と今の多目的広場のほうを使っていたらと思っております。今そういう部分についてはお話を進めてございます。それと、一般の方のサッカーとかそういうものにつきましても、事前に委員会のほうに相談していただければ、日程が重なっていなかったり特殊な事情がない限り使用は可能かと思えます。ただ、先ほど申したとおり、使用の7日前までには申請書を出していただくと、そういう形になろうかと思えます。

○6番（高野俊和君） 多目的広場、もう既に行事を入れて利用しているのですけれども、ちょっと大変身内的な話に若干なるのですけれども、今までB&Gのグラウンドでやっておりましたキックゴルフもことは多目的広場を使ってくれということで、助成の問題もありますので、その辺も自分で挨拶したのですけれども、どのぐらい使っているのか、本来私もわかっていませぬので、わかっていないところ挨拶したのですけれども、ことはそのほかにロードレースも一部多目的広場

を使ってほしいという要請もありますけれども、おおむねなのですから、年間行事としてあの広場をどのぐらい利用してほしいという、そういう頻度の相手方からの申し出みたいなのはあるのでしょうか。

○教育次長（山本耕弘君） 申し入れはございませんけれども、補助金が入っているものですから、なるべく有効に利用していただきたいと。その中で、うちのほうとしては、今高野議員さん言われたとおり、まず2月の24日ですか、キックゴルフ等を開催してございますし、うちのほうにつきましてもこれから体連とか関係のほうとまた相談しながら、年間の利用的な部分についても計画を実施したいと思っております。今のところ、うちのほうではまず野球スポーツ少年団の練習、大会、それからロードレースの一部こちらのほうにコースの変更、それとウォーキング、ノルディック、それとわんぱく王国でも一部使いたいと思っておりますし、それと冬につきましてはキックゴルフ大会、それとちょっと今いろいろ調整しているのですけれども、ニュースポーツとしてゴルフポックというゴルフとパークゴルフを合わせたような冬のスポーツ、それもちょっと今雪解けなければ、その前に試験的にやって、来年から本格的にやりたいと。それと、歩くスキー的な部分など、そういうものをいろいろ考えておりますので、せっかく立てた広場ですので、皆さんと調整しながら有効に使っていきたいと思っております。それと、小学校の目の前でございますので、小学校の運動会、その他休み時間の子供たちの運動とか、そういう部分についても利用していきたいと考えております。

○6番（高野俊和君） 今まで使っていましたB&Gの小学校の少年団が主に使っているグラウンドがありますけれども、そちらのほうもある程度使用みたいなものの利用度みたいなものはある程度あると思うのですけれども、こっちの多目的広場も当然ありますので、その辺のバランスなんかは、これは教育委員会のほうで考えていいお話なのか、それともあちらのほうからある程度の要望があるものなのか。それから、今次長言っていましたが、ことしから、今まで小学校が中学校のグラウンド借りてやっていた体育祭自体も古平小学校の今の多目的広場でやるというふうに、そういう考えでいいのでしょうか。

○教育次長（山本耕弘君） そういう中で考えております。

○6番（高野俊和君） あちらから、B&Gにある多目的広場の運動場と、それからこちらの多目的広場ありますね。その使用する頻度といいますか、そういうことはこっちのほうに任せられて、余り大きい縛りはないというふうに考えていいのですか。

○教育次長（山本耕弘君） そういう縛りはございませんので、うちのほうで使う方とそれぞれ協議しながら、うまくその辺はやってまいりたいと思っております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号 古平町多目的運動広場の設置及び管理運営に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第22号

○議長(逢見輝統君) 日程第16、議案第22号 町道路線の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(本間好晴君) ただいま上程されました議案第22号 町道路線の変更について説明申し上げます。

既に議会の議決を経て認定しております町道小学校通線及び清丘1号線につきまして、小学校の改築並びに多目的運動広場の整備に伴いまして、路線の区間の一部について変更する必要が生じたことから、変更の議決をお願いするものでございます。

記載のとおり、小学校通線の終点の地番を浜町368番2から932番1に変更とするものでございます。

それから、清丘1号線につきましては、終点の浜町932番2から浜町369番5に変更となるものでございます。

具体的な位置を示す図面を説明資料のほうにつけてございますので、そちらをごらんいただきたいと思いますが、まず小学校通線につきましては、赤で路線をなぞっております。起点は、役場の角からS字を描くような形で終点までの区間を小学校通線とするものでございます。これによりまして、延長が158メートルほど延びることになります。

それから、青で示しております清丘1号線につきましては、本陣の橋を渡ったところから今の多目的広場と小学校通線の交点までを区間といたしまして、延長で222メートル延びると、そういった区間となるところでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号 町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見案第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第17、意見案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書を議題といたします。

意見案第1号については、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、意見案第1号につきましては提案理由の説明を省略することに決定いたしました。  
これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。意見案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書は採択することに決定いたしました。

◎日程第18 陳情第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第18、陳情第1号 憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

陳情第1号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、陳情第1号につきましては委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第1号 憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書提出に関する陳情書を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書提出に関する陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第19 陳情第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第19、陳情第2号 公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書に関する陳情書を議題といたします。

陳情第2号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第2号 公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書に関する陳情書を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書に関する陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第20 陳情第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第20、陳情第3号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第21 陳情第4号

○議長（逢見輝統君） 日程第21、陳情第4号 「即時原発ゼロ」を求める陳情書を議題といたします。

陳情第4号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第4号 「即時原発ゼロ」を求める陳情書を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 「即時原発ゼロ」を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

#### ◎日程第22 陳情第5号

○議長（逢見輝統君） 日程第22、陳情第5号 生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に意見書提出を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### ◎日程追加の議決

○議長（逢見輝統君） ただいま町長から議案第23号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

#### ◎追加日程第1 議案第23号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第1、議案第23号 平成24年度古平町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま追加上程されました議案第23号 平成24年度古平町一般会計

補正予算（第8号）について提案理由のご説明をいたします。

午前中の第7号のご議決をいただきまして、それをもとにしての第8号の補正でございます。これにつきましては、国のほうの補正予算、24年度の補正予算（第1号）が2月26日に成立いたしまして、その予算のほうに本町25年度に予定しておりました3つの事業の補助金の部分が国の24年度1号補正にのったということで、それに連動させて24年度に組み込むというものでございます。

歳入歳出予算でございますが、既定の予算にそれぞれ6億2,736万5,000円を追加しまして、総額を39億1,847万2,000円とするものでございます。

補正額につきましては、第1表に載せてございます。

また、この時期の計上でございますので、全額繰越明許をとりたいなと思っておりますので、そのほうの補正につきまして第2表でお願いするものでございます。

地方債の補正については、第3表に載せてございます。

それでは、事項別明細の歳出から説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。6款農林水産業費、4項2目水産物流通荷捌施設整備費でございます。2目を新設いたします。3億996万5,000円の追加でございます。内容としましては、25年度予算のほうにのせております整備費の部分のうち、ほぼ全部を移しかえるのでございますが、19節、25年度の備品購入の部分につきまして、具体的に話題ばかりの部分の漁協に対する補助金に対しましては25年度のほうに残しておく。残りの部分について、ここにありますように9節から18節まで継承させてもらうものでございます。9節旅費7万5,000円、11節需用費30万円、12節役務費35万2,000円、13節委託料730万円、15節工事請負費2億9,693万8,000円、18節備品購入費500万円ということで、合計3億996万5,000円の追加補正でございます。

続きまして、8款土木費、2項3目道路改良費ですが、既定の予算に3,000万円を追加しまして、1億5,005万7,000円とするものでございます。15節の工事請負費で小学校通線の工事請負費3,000万円を追加するものでございます。25年度予算書のほうには3,400万円と載せておりますが、そのうち400万円部分、オーバーレイの部分でございますので、単費でございますので、それは25年度に残すと。差し引き3,000万円補助対象の部分を今回増額するものでございます。

11ページ、12ページです。9款消防費、1項2目災害対策費、既定の予算に2億8,740万円を追加しまして、3億99万4,000円とするものです。13節では、防災無線の工事監理の委託料の部分でございます。340万円計上します。そして、15節工事請負費では、同報系の部分の工事請負費2億8,400万円を追加するものでございます。

歳出合計6億2,736万5,000円の補正でございます。

続きまして、歳入の説明です。7ページ、8ページをお開きください。13款国庫支出金、2項3目農林水産業費補助金でございますが、既定の予算に2億7,890万円を追加しまして、2億8,273万2,000円とするものでございます。1節水産業費補助金、産地水産業強化支援事業交付金と載せておりますほうは、通常の補助金のほうです。補助率2分の1ということで1億5,490万円の追加でございます。下の地域の元気臨時交付金につきましては、補助残の部分の80%ということで、全体事業費の4割です。その部分で1億2,400万円ということで追加させてもらっております。交付金につき

ましては10万円単位で計上していますので、端数は切れてございます。

4目土木費補助金、既定の予算に2億7,610万円を追加しまして、4億2,944万4,000円とするものです。1節土木費補助金で、まず社会資本整備総合交付金、旧まちづくり交付金ということで、補助基本額の35%、手がたく見積もって35%の交付率で見積もってございます。事業としましては、小学校通線と防災無線の合わせた部分でございます。1億1,100万円の追加です。また、元気交付金につきましては、補助残の80%ということで1億6,510万円の追加でございます。

19款諸収入、4項2目雑入、既定の予算に6万5,000円を追加して、4,632万4,000円とするものです。その他収入で財源調整させていただきます。

最後に、20款町債です。3目農林水産業債につきましては、既定の予算に3,100万円を追加して、3,480万円とするものでございます。荷さばき施設の起債の部分3,100万円の追加です。

5目土木費につきましては、既定の予算に390万円を追加して、7,950万円とするものでございます。小学校通線の起債でございます。

6目消防債につきましては、既定の予算に3,740万円を追加しまして、4,530万円とするものです。防災無線（同報系）の起債でございます。

ここに載せている起債の部分は、全て補正予算債という捉えで交付税措置率は50%ということになってございます。

それでは、第2表、6ページをお開きください。ここに繰越明許費の補正ということで表を載せてございます。今説明しました歳出の部分の事業費、全てを翌年度25年度に繰り越して使えるようにしてございます。

第3表につきましては、記載のとおりでございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと思います。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 各事業についての説明は要らないのですけれども、全体で古平町の財政にとってメリットがある内容になっていますので、説明をお願いしたいのですが、予定されている3事業の荷さばき施設、それから防災無線、小学校通線で、概略ですけれども、約6億2,000万の総事業費で、当初予算説明資料を見ましたら国から来る予定の額、それから町債、それから一般財源という分け方になっていますけれども、どれだけ町にとってメリットがあったかというのは、多分町債の部分が元気交付金で手当てされると。それから、一般財源についても元気交付金で手当てされるという前提に立てば、合計で幾ら起債を起さなくてもいいのか、それから予定された一般財源、幾ら出さなくてもいいのか、そういう計算の仕方であれば、もうかり分がわかるのですけれども。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時48分

○議長（逢見輝統君） 再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） ただいまのご質問で財源的にどのぐらい有利になっているかということで、最後のほうで起債の部分どのぐらい減っているかという部分につきましては、減った金額2億8,700万円減ると、借り入れしなくていいということです。ちなみに、その交付税算入の部分で考えてみますと、将来負担する部分が7,174万円、ざっくり7,000万円楽になるかなと思ってございます。また、一般財源につきましては、今回計上した部分、補助対象の部分について計上してございますので、その部分についてはほとんど変わりません。一般財源200万円台で変わらないということです。

○8番（真貝政昭君） それから、先ほどの説明で補正予算債の充当率が50%という説明がありましたけれども、100%ではないですか。

○財政課長（三浦史洋君） 補正予算債、充当率は100%です。だから、事業費から補助金を引きますよね。残った地方負担額に対して100%つけれますよと。当然つけるつもりです。交付税措置率が50%ということで、全国変わりません。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第23号 平成24年度古平町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時51分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎休会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

議事日程の都合により、明日8日は休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、明日8日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時51分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員